

福建省興化地域社會と結社、キリスト教、阿片

—— 民國初期の黃濂の亂に着目して ——

山 本 眞

はじめに

I 興化における社會結合と結社

(1) 烏白旗

(2) 祭典聯合

(3) 宗教結社と祕密結社

II 興化における美以美會の事業展開

(1) 美以美會の興化地區への布教

(2) ブルースター牧師の活動

(3) 地域社會との摩擦

III 興化における阿片問題と美以美會

IV 黃濂の亂の經過

(1) 清末から民國初年の政治・經濟情勢

(2) 黃濂の蹶起

(3) 美以美會による領事館や北京政府への働きかけ

(4) 黃濂軍による莆田南部での戦いと教會・信徒への襲撃——一九一三年二月以降

(5) 江春霖と反亂との關係

(6) 黃濂の亂終熄後の興化での政治と社會

おわりに

はじめに

辛亥革命後の一九一二年夏から一三年秋にかけて、福建省興化府（莆田縣・仙游縣、圖1）では黄濂を首領とした武装集團が重税や罌粟の栽培禁止に反抗するとともに、後にはキリスト教會・信徒を襲撃する事件が発生した。この蜂起は政府による阿片取り締まりに對する民衆の反應として外國人にも着目されたようである。一九一三年に執筆され、東洋文庫モリソンバンフレットに所藏される“Opium, an Unsettled Question”がこの事件を特記している。⁽¹⁾

學術研究としては、福建での阿片取り締まりを分析するJ. マダンシーの專著が、一章を割いて、主に英文資料に基づき、事件を紹介している。同書は、福建での阿片取り締まりの政治過程を全般的に解明した力作である。しかし、當該章について言えば、興化地區の社會構造に踏み込み、地域の文脈で黄濂の亂を分析するまでには至っていない。⁽²⁾ 一方で、鄭振瀾やケニス・デインは、興化での社會結合を祭典儀禮の聯合の觀點から研究している。また烏白旗と呼ばれる武装結社に關する紹介的な論文も存在する。⁽³⁾ これを踏まえて本稿では、莆田學院や福建師範大學の圖書館に所藏される地方文獻を活用することにより、黄濂の亂と地域での社會結合との相互關係を説明することを第一の目的とした。その際に、黄濂一黨が蹶起の際に有した民俗を背景とする心性（本稿では、心性を「考え方・感じ方の傾向性」を指す言葉として使用する）にも注目する。⁽⁵⁾ さらに、社會史家の福井憲彦が提言したように、民衆の行動の背景にあつた日常的共同性の理解を重視したい。⁽⁶⁾

また、中國での従前の研究は、革命史觀・民衆闘争史觀に基づき、反洋教・反帝國主義の民衆運動と位置づけて、この反亂を高く評價してきた。これらは教會が地域社會において實施した事業を全否定する一方で、黄濂が罌粟の栽培を擁護した側面を全く等閑視している。⁽⁷⁾ しかし教會、特に米國のメソジスト監督教會（本稿では中國語の美以美會と記す）は、興化において教育、慈善、醫療などを積極的に展開しており、近年では中國でもその意義を評價する研究が現れてきている。⁽⁸⁾

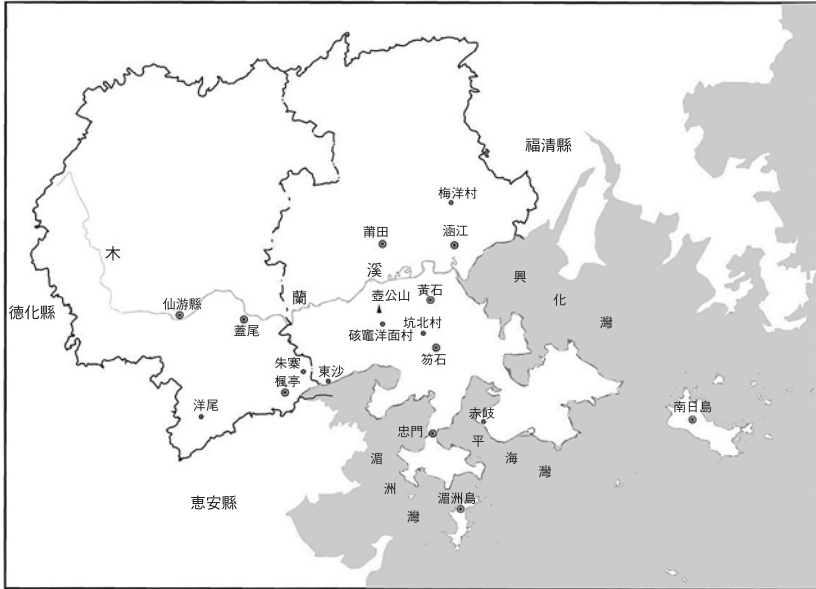


圖1 興化府（莆田・仙游縣）の本論文に關係する地名

その一方で、民衆鬪争史観には手を觸れないまま、教會史の個別實證だけが進展しているようである。このことは同地域の近代史の総合的な理解を妨げる要因になっている。この問題を踏まえ、本稿の第二の目的を、當該時期の興化での教會の事業を再検討した上で、教會と黃濂一黨や地元の傳統的紳士との相互關係を地域の文脈から檢證することに置きたい。その際には、宣教師文書⑨に加え、福州の日本領事館や東亞同文書院生の觀察をも活用する。

なお、民衆の暴動を研究する際に在地社會集團の分析を重視するという方法については、蒲豐彦や佐藤公彦の研究が參考となる。また地域における祕密結社が革命に與えた影響を社會史的に考察する視點は、孫江や藤谷浩悅の研究から學ぶところが大きい。⑩これら先行研究の方法・視點を繼承しながら、本稿では黃濂の亂を歴史社會學的に再検討したい。⑪

I 興化における社會結合と結社

(1) 烏白旗

道光年間から咸豐年間にかけて福建各地で幕僚を務めた施鴻保は、先に言及した武裝結社烏白旗について次のように記述している。

興化の烏白旗は仙游洋寨村と溪裏村の械鬪に始まる。洋寨村には張大帝廟があり、村人は廟中の黒旗を執つて鬪い勝利を獲た。溪裏村には天后廟があり、村人は廟中の白旗を執つて鬪い勝ちを獲た。このため二村の械鬪では常にそれぞれ黒と白の旗を執り近隣の小村もこれに附和した。徐々に徳化、大田、莆田、南安等の處に及び、一旗が皆一萬餘人となつた。¹²⁾

また、興化出身の紳士陳池養も以下のように記録している。

興郡の烏白旗は道光十八九年（1839-40）ごろに始まり、今日に至るまで十五六年になる。その初めは各地で（小郷が）聯合し、各小郷が大郷と鬪つていたが、（小郷が）聯合することが次第に増えていき、大郷もまた相互に聯合した。道光二十五年に至つて仙邑の香（田）、連（江）、慈（孝）の三里が聯結して大いに鬪つた。旗を黒白に分け烏白旗の名が大いに顯れた。これより後、烏旗と聯合する者は烏旗となり、白旗と聯合する者は白旗となつた。南北五十里、東西は百里に近い莆田と仙游に互る地區では戦いがやまなくなつた。¹³⁾

一方、乾隆期中葉に福建布政使を務めた徳福は、「興化、永春及び上流の延（平）・建（寧）・邵（武）等の府はともに耕種を以て業としており、その世俗の風潮は幾分か從順である」と、興化を民衆の氣風が比較的穩やかな府に分類した。これを踏まえれば、興化では道光中葉以前において社會狀況に變化が起こり、民衆生活の緊張度が高まつていたと推測でき

る。このことは人口の増加と無関係ではあるまい。というのも、興化の人口は、順治一八年（一六六一）には約一〇・三萬人と記録されたが、乾隆四一年（一七七六年）では、四四・五萬人に、さらに道光九年（一八二九年）には約五六萬人に達したとされる。⁽¹⁵⁾つまり、乾隆後期から道光前期（一七七六→一八二九年）までには、一・一・五萬人、二五・八%増加していたことになる。つまり、清初から乾隆後期までの高い伸び率より低下しつつあったものの、乾隆後期から道光前期までは、なお人口が増加していたのである。そして、烏白旗による械鬪の直接の原因としては、市場（墟）や河の渡口の利権争い、沙田の利権や開墾の権利、牧畜に起因する問題、水争い、迎神賽會で神輿巡行での境界争い、端午の節句の龍船や風水に關わる争い、などが列擧される。⁽¹⁶⁾加えて、械鬪が頻發した他の原因としては、地方政府の統治の弛緩も指摘されている。

道光以來、法はいささか弛緩し、官も法を守らなくなった。ただ民の財を利益とし、鬪いがあっても不問に付した。（官は）殺人事件をでっちあげては、郷下に赴き、民からその財力に應じて金を巻き上げ甘い汁を吸った。事件を引き起こし、人を害した者が追及を逃れる一方で、弱者は訴え出るところが無かったため聯郷した。一郷に居住する小姓が相互に聯合し、同姓では小房が相互に聯合した。ここにおいて數十郷を聯合し一つとするか、或いは一郷を分けて二つとした。鬪いが歳月を経て死者がでも官に報告しない。これが械鬪の風潮が日々成長する所以である。⁽¹⁷⁾

このように、道光年間以降、興化において烏白旗による械鬪が頻發した背景として、宗族、村、廟（血縁・地縁・神縁）に基づく結合と、⁽¹⁸⁾こうした結合相互の間の矛盾が存在したことが垣間見られた。引き續き以下では、地縁と祭祀に基づく社會結合をより詳しく検討していきたい。

（2） 祭典聯合

明清史家の鄭振滿は、莆田の祭典組織に注目し、次の見解を示している。すなわち江口鎮の神廟祭典組織は臺灣の祭祀

圏¹⁹と類似している。先行研究では、臺灣の祭祀圏は、①共同の主祀神、②公共の祭祀組織、③明確な地域範圍、④多層的な從屬關係等を備えるとされてきたが、江口の各級神廟祭典組織も上述の特性を有している。それゆえ江口鎮の事例を祭祀圏と稱することも可能であるとす²⁰。さらに重層的に存在する祭典組織を通じて現地の宗族・村落を結合することで、相對的に安定した社區組織が形成されたと主張する²¹。

またケニス・デーンは、Ritual alliances (祭典聯合或いは儀禮同盟) の概念を提示した。つまり祭典聯合は、水利灌漑システムの共同利用に關聯して形成されるか、或いは大宗族の壓迫から弱小宗族が身を守るために形成されたとする。そして、ほとんどの祭典聯合は、高次の廟を中心として一層廣範圍に神像の巡行や儀禮を行う地域同盟に加盟しており、烏白旗の同盟も祭典聯合と關聯していた、と主張する。ただし、祭典聯合と水利灌漑システムとの關係についての詳しい分析はないので、その實態解明は今後の課題となるだろう²²。

次に筆者が参照した地方資料に基づき、社會結合の特徴を抽出したい。莆田縣『涵江區志』²³によれば、里社は村民の祭祀、休息と議事の地である。里社では主に社公・社媽(土地神夫妻―筆者)と五穀の神が祀られる。自然村の地域性や宗族の居住分布を範圍として社を建てるが、その規模の大小は異なり、大郷でありそのなかに幾つかの社がある場合は、總社を建てている。郷老を推して社長とし、公約を立てる。社長は祭祀を主催し、費用は戸や丁に基づき徴収するが、重要事項については所有地の面積に基づき徴収する。道光年間以降、幾つかの里社は大小郷、大小姓に分かれて、常に衝突と械鬪を引き起こしたという。

道光年間前期に仙游縣の知縣であった陳盛韶は、社の活動内容を「民間では、正月に各村で廟神をかつぎだし、あちらこちらとねり歩く」、「仙游の風俗は歌舞を好み、春・秋の社(村祭り)や神々の祝祭、村や街での婚禮・葬式には、必ず芝居をやる」²⁴と描寫した。祭禮を通じて人々の聯帶感が培われたのである。黃濂の故郷として民衆反亂の根據地となった壺公山麓の三十六郷(黃濂はそのなかの洋面自然村の出身である)も祭典聯合であった(圖2左下、凌雲上十八郷と凌雲下十八郷

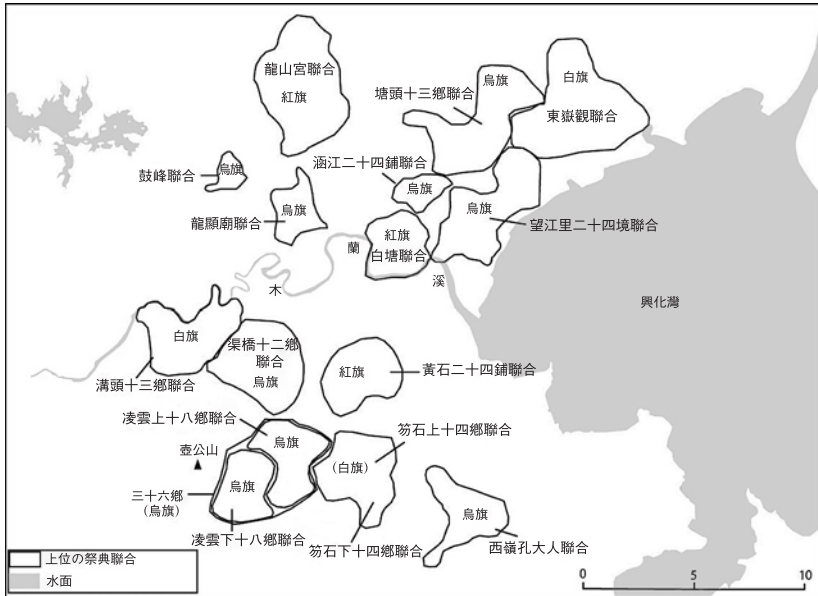


圖2 祭典聯合と烏白旗の分布

出典：Kenneth Dean and Zhenman ZHENG, *Ritual Alliances of the Putian Plain Volume Two: A Survey of Village Temples and Ritual Activities*, Leiden · Boston, Brill, 2010, pp.9-10, Map 7 and Map10 の内容を総合し、漢字に置き換えた。

を併せて三十六郷となる。壺公山には玉皇を祀る凌雲殿が鎮座し、現在に至るまで三十六郷の總宮となっている。清代以来、三十六郷の人士が董事會を組成し、管理を司ってきた。⁽²⁵⁾ 凌雲殿に残る碑文には、「今まで多年にわたり、廟貌がおとろえた際に各社の樂捐を受けてきた」と記され、文の末尾には乾隆四十一年仲夏吉日、參拾陸郷老翁文宗、凌其壽（中略）と三十六郷の郷老たちの名が刻まれている。⁽²⁶⁾ なお筆者が三十六郷に屬する某村で聞き取りを行ったところ、「同村は烏旗に屬した、三十六村（郷一筆者）は烏旗に屬し、（その隣の）二十八村（笏石上十四郷＋笏石下十四郷）は白旗に屬した、この地の烏白旗の械鬪はとても激しかった」との回答を得た。⁽²⁷⁾ なお、この聞き取りの内容と（圖2）での烏白旗の分布が一致していることも申し添えておきたい。

(3) 宗教結社と秘密結社

清代の興化で流布した關門教（閉門教または金堂教、金幢教ともいう）は、持齋・受戒すれば死後には「眞空家郷」に歸り、永遠に苦しみから離脱できると説く。主神は無生老母であり、その他に觀音菩薩、三官大帝、土地神などの神佛を崇拜した。陳松青の研究では、同教は莆田南部の沿海部に多く分布する。⁽²⁸⁾ 黄濂の家系も代々この教派を奉じており、黄本人も幼小時より菜食した。また人々の間で紛糾があれば調停に盡力したという。この宗教では教堂の師父を叔と呼び、黄濂は輩行が十六であるため十六叔と呼ばれた。これにより蹶起後には反對者から「十六皇帝」と渾名されるようになったという。また、黄濂の亂においては關門教の信者から部隊の中心となる者がでたことも注目される。⁽²⁹⁾ なお、ケニス・ディーンと鄭振滿の研究によれば、關門教の信仰は地元の廟への信仰を排除するものではなく、民衆は両方に参加できたという。⁽³⁰⁾ 信仰への歸屬は重層的であつたのだろう。

黄濂は槍刀會（銃刀會）の首領であつたともいわれる。同會は各郷の武術に秀でた人々を多數集めて編成されていた。銃刀會の成員は旗隊（烏白旗）中の傑出者であつた。⁽³¹⁾ 烏白旗には小郷であれば一人から二人、やや大郷であれば三〜四人、最大であれば五〜六人或いは七〜八人の首領がいたとされる。⁽³²⁾ さらに黄濂には契りを結んだ「兄弟」が一〜八人いたとい⁽³³⁾う。恐らく黄濂は自分の郷（村）だけでなく、他の郷（村）の旗の首領層と契りを結んだのだろう。長期にわたり地域で械鬪が展開されるなかで、謹嚴な生活習慣を維持し、紛糾の調停に盡力し、武術にも秀でた人物であつたため、人々は黄濂を武裝結社の指導者に推戴したと思われる。

さらに二〇世紀に入ると興化でも秘密結社の哥老會が勢力を伸長した。研究者の連立昌は以下のように述べている。すなわち、一九〇三年に湖南の拳師（武術師範）彭月霖、何蘭桂が莆田哥老會を設立し、興龍山忠義堂と名附けた。以後、莆田で哥老會の組織が成立すると一律に忠義堂と名附けられた。黄濂が蹶起した際の旗號は壺山黑龍忠義堂（正しくは黑

虎一筆者）であるから、三十六郷にも哥老會があり、黃濂を首領とする武装結社が哥老會に加入してただけでなく、當時は他の烏白旗も哥老會に加入していたものと推測できる。³⁴ さらに、ある口述記録は、哥老會の郷村會員の指導者には能力のある者が就き、會員を保護するとともに、烏白旗の兩派を哥老會の旗の下で和解させ、敵に對して共同團結させた、と述べる。³⁵ 加えて、美以美會の宣教師によれば、辛亥革命勃發後の仙游縣では、至る所で外國人とキリスト教徒に反對する祕密結社が目につくようになったという。³⁶ そして重要なこととして、辛亥革命後に福建都督に就任した孫道仁が莆田に派遣した軍人萬國發（湖南人、哥老會徒）の勧誘により、黃濂自身も哥老會に入會したとされる。³⁷

以上見てきたように、清代の興化では、村落・宗族・廟を基盤とする「社」の結合、³⁸ さらにその上に重なる廣域の祭典聯合を背景として、烏白旗と呼ばれる武装結社が成立していた。そして清末民初には、その首領層が湖南人の持ち込んだ哥老會の組織に加盟することで、舊來の地盤を超えて廣範圍でのネットワークが構築されたと思われる。

II 興化における美以美會の事業展開

(1) 美以美會の興化地區への布教

興化における最初の美以美會信徒で、かつ最初の中國人牧師となったのは南日島（位置は圖1を参照）出身の林振珍（一八二三～一八七七）であった。林は入信以前には拳師と藥の行商を生業としていた。一八六三年に福州を訪れた際に牧師の説教を聞いて入信し、その後故郷で教會堂を創建したという。³⁹ なお林の地元南日島は、「訴訟や鬭争を好み、ごく些細な事でも械鬭を引き起こし、ひいては報復を繰り返して止むことがない。訴訟に勝つためには家産を蕩盡しても顧慮することがない。冒険に走っては海盜となる」と、⁴⁰ その粗野さが強調されていた地區であった。興化灣に浮かぶ島嶼、さらにその社會の下層・流動層に屬する人物により、キリスト教が最初に信仰されたことは、福建での外來宗教受容の一つの

特徴を示すものだろう。

ところで福建では、一八九五年に英國の宣教師家族が慘殺される教案が福州府古田縣で發生していた。ただし、英國の介入により事件が解決されると、福清、莆田、仙遊などの沿海部では却って「特教」（外國教會を後ろ盾と恃む）風潮が發生し、短期間に信徒が急増したという⁽⁴¹⁾。では、華北で勃發した義和團事件は、興化のキリスト教にいかなる影響を及ぼしたのだろうか。一九〇〇年度の美以美會興化年會議（annual conference）は、⁽⁴²⁾「この縣の一般情勢が様々なところで我々の事業に影響を與えている。例えば、一年前よりも洗禮志願者が減少している。しかしこれは豫期されたことだ。明らかなのは、數日のうちに全てのキリスト教徒が殺害され、教會が破壊されて瓦礫に歸すだろう、と彼らの隣人が語った時に、信徒たちが常に我々と共にあったことである。言葉での脅迫こそ行われたものの、人や物の被害はなかった」と報告した⁽⁴³⁾。そして義和團が列強により敗北すると、興化でも信徒が急増することになったのである。

（2）ブルースター牧師の活動

興化での教會の事業が發展・定着するに際しては、一八九〇年に着任した米國人宣教師のウィリアム・ブルースター（一八六二—一九一〇）の貢獻が注目される。彼は福音の傳播に加え、社會事業にも熱心であった⁽⁴⁴⁾。その思想は當時流行した「社會的福音」と密接な関係があるのだろう⁽⁴⁵⁾。ブルースターは、新聞『奮興報』、哲理小・中學校、咸益女學、レベッカ孤兒院、興仁醫院、美興印書局などの教育、慈善、醫療、出版事業に止まらず、織布工場、製粉工場、汽船會社などの實業でも地域の振興に情熱を注いでいった⁽⁴⁶⁾。

例えば、教會が經營した哲理中學（培元書院）は國內大學への進學生に加え、歐米へ留學する人材を育成した⁽⁴⁷⁾。またブルースターは「私たちは中國の貧困の原因が頭腦と筋肉の分離にあることに気がついた⁽⁴⁸⁾」と述べ、機械り機を借り入れ、業務に熟練した信徒を指導者として、生徒に紡織を學ばせたり、教會の印刷所で就勞させたりして、實勞働の經驗をもた

せたのである。⁽⁴⁹⁾

教會は病に苦しむ人々に西洋醫療を施すことでキリスト教を傳道した。莆田縣城には、一八九六年に聖公會が聖路加醫院を創建していたため、美以美會は一九一二年に商業地涵江に興仁醫院を、一九〇三年に仙游縣城に女醫館を設立した。なお清末から民國時期にかけて福建ではペストが頻繁に發生し、莆田縣の被害は特に甚大であった。⁽⁵⁰⁾ 聖公會醫療ミッシヨンの資料によれば、一八九八年と一八九九年、ペストが深刻であったが、罹患者の隔離（強制措置による隔離と推測される）や公衆衛生の改善などの行政が後ろ盾となった抜本策が取れないため、彼らも手の施しようがなかったという。⁽⁵¹⁾ それでも、一九〇二年には美以美會が資金を提供し、聖公會の醫師と協力することで信徒や學生に對する傳染病の豫防措置が試みられた。またペストで親を亡くした子供を孤兒院に收容する努力が拂われ、女醫館では傳染病の隔離房も設置・擴充されたのである。⁽⁵²⁾

その他、教會の斡旋による移民事業も實施された。美以美會の信徒黃乃裳によるサラワク王國（當時は英國保護國、現在の東マレーシア・サラワク州）のシブへの移民事業に注目したブルースターは、自ら現地を視察した末に、興化教會も同様の事業を行うことを決意した。そして沿海部に位置する莆田に比して海外移民の少なかつた内陸部の仙游の信徒から志願者を募った。結果、一九一二年から一三年にかけて、一四一人がシブでの開墾のために移住し、興化人の社會と教會が現地に定着・發展していった。⁽⁵³⁾

しばしば紛争の原因となっていた教會の訴訟への關與について、ブルースターは一九〇六年に牧師が信徒の代理人になることを嚴禁した。加えて信徒が訴訟を起こす場合も、文書に「教民」の文字を使用することを禁止した。⁽⁵⁴⁾ こうして教會が訴訟に巻き込まれることを豫防したのである。

興化教會の事績については、當時興化を訪れた東亞同文書院の學生も記録を残している。

外國宣教師を訪ふ、米國人名をブルースターと云ひ年五十前後元氣頗る盛んなり、かゝる僻陬の地にありて種々計畫

する所大なるには一同の感心せる所。即ち一廣大なる敷地を占領し構内教會堂あり中學校あり女學校あり稍離れて工業學校あり室内數臺の印刷機械を据付け多數の生徒をして之れが活版業を習はしむ、遙かに孤兒院あり運動場あり其外彼等の住宅に至るまで誠に盛んなるものなりき、外人これが總て十八名、以て彼等の布教に熱心なる實に驚くに堪へたり、彼此地に居ること已に廿五年、土語の甘きこと土人の等しく驚く所と、附近の信者すべて五六百名と、斯くは麗しき耶蘇天國を建設すること又易易たらんか。⁽⁵⁵⁾

ここでは、興化美以美會の發展狀況が肯定的に描寫されている。また地域の進士張琴が編纂した『民國莆田縣志』も、ブルースターについて「莆田に在って二十六年、紳士と交友して皆親善にして隔たり無し」と、その友好的な態度を評價している。⁽⁵⁶⁾ 黄濂の故郷三十六郷の一部である坑北村（圖1参照）にも、一八九二年に美以美會の牧區が設置された。同村は「郷小、地瘦、民窮」であつたが、美以美會の布教後には多くの教會の人材が育ち、莆田府城の總堂を除いては布教が最も盛んな牧區となつたという。⁽⁵⁷⁾ 先に紹介した南日島の事例に鑑みても、貧困地區の人々はキリスト教に入信することに積極的であつたといえよう。

(3) 地域社會との摩擦

もちろん、興化でも信徒と一般住民との間にある程度の摩擦が発生したことは否定できない。現地での聞き取りによれば、村落で傳統演劇を催す際に住民から寄付金が集められたが、キリスト教徒は醸出を嫌がつたという。⁽⁵⁸⁾ これに關聯して、筆者が東マレーシアのサラワク州のシブ市において興化からの移民の子孫に對して行つた聞き取りでは、次の興味深い回答が得られた。

以前中國では病が多く、不衛生のために多くの人が若くして死にました。私の父は六歳で父母を失いました。伯父は長男で當時十五歳ぐらいでした（中略）伯父はこうした狀況の下で考えました。家で祀っている神は三食お供えして

いるにも拘わらず、どうして頼りにならないのだろうか。こうした疑問をもっているところにキリスト教の傳道があり、伯父は信徒になったのです。伯父は農民でしたが、宗教の關係で近隣とトラブルを起し、家屋や田地も失うことになったのです。親族や近隣の人々に追い出されたのです。伯父はまず都市に行き、禮拜堂の勞務者になりました。⁽⁵⁹⁾

話者の伯父は、祖先祭祀や地域の廟の祭祀への参加を拒否したことにより、宗族や村人から疎外され、教會を頼った結果、最終的にはシブに移民することになったのである。

また、紛糾が事件化した教案に關しては、林文慧による概括的研究が参考となる。興化については、一八六三年から一八九六年までの五件がとり擧げられている。その内容は、犯罪の容疑を受けた信徒を中國人牧師が庇護した案件や不動産契約をめぐる紛糾などである。⁽⁶⁰⁾ここでは、『教務教案檔』にも収録されている一八九六年の仙游縣城での事例を紹介する。

これは①聖公會の信徒が教堂を賭場として利用したとする告發があり、知縣が捜査を試みた、②廟の祭禮への寄付が信徒に強制された、③社會の不穩な空氣のために英國人女性宣教師が安心して居住できない、などについて英國領事が善處を求めてきた一聯の案件である。結果、知縣は宣教師を保護して福州に歸還させたものの、賭場開設の嫌疑や寄付金の強制については事實關係を否定した。英國領事も宣教師の安全が確保されたことで妥協したようであり、更なる追及は記録されていない。⁽⁶¹⁾その他、一九〇八年に仙游縣の盖尾でカトリックの教堂が建築された際に、地元宗族との間で紛糾が発生し、暴力沙汰に發展した。この時、教會と對立した側の領袖に張約という人物がいた。張は後に黃濂の亂に参加し、仙游縣城攻撃では聖公會の居住區を侵犯したという。⁽⁶²⁾それでも、辛亥革命時期までの期間、興化では人命に關わる案件は發生しておらず、特に美以美會については、地域への貢獻と紛糾の回避への配慮が見られたことは留意すべきであろう。

III 興化における阿片問題と美以美會

阿片問題は、一九世紀以降中國を悩ませた大問題であったが、二〇世紀に入ると英國社會でも中國への阿片の輸出禁止が活潑に議論されるようになった。その結果一九〇六年初頭の英國議會ではインド産阿片の中國への輸出について、インド相がその輸出制限に言及するに至っていた。⁽⁶³⁾ 清朝も同年九月、罌粟栽培や阿片消費を嚴禁する敕令を發布し、阿片貿易停止に關する英國との交渉を開始した。結果、翌年には中英が「禁煙條約」を締結し、英國は中國が禁煙を実施することを條件として、一〇年以内に中國への阿片輸出を禁絶することを約束したのである。⁽⁶⁴⁾ 黃濂の亂は、罌粟栽培の取り締まりをめぐる紛糾を背景の一部に含むため、ここでは先ず興化における阿片關聯の情況を確認しておきたい。

一八八九年に興化南部の楓亭で初めて罌粟が種植されると、蔓延するのに時間は要しなかつた。⁽⁶⁵⁾ 罌粟栽培は比較的高い収益を上げ得るだけでなく、二毛作の冬作物として耕作が可能であつた。清朝最後の閩浙總督松壽（任一九〇七—二）は、「興化、泉州、漳州各府及び省城福州府所屬の各縣は種煙を以て大きな利益を上げており、罌粟の畑がたくさんある」と述べている。⁽⁶⁷⁾ 日本の三五公司の報告（一九〇八年）は、「今や洋煙禁斷ノ聲漸ク盛ニシテ阿片栽培ノ禁止モ近年中ニ實行セラレントスルヲ以テ官ハ事實ニ於イテ膏捐ヲ廢シ暗ニ見越栽培ヲ獎勵スルノ形跡アリト思料セラル」と指摘した。⁽⁶⁸⁾ 興化でも、罌粟栽培の取り締りは形式的に止まり、捐税も徴收されていたようである。⁽⁶⁹⁾ 聖公會醫療ミツシヨンの醫師も、都市から遠くない場所に罌粟が植えられていると證言している。⁽⁷⁰⁾ そして一九一〇年に清朝度支部が實施した調査では、莆田の郷間では（罌粟）數畝を耕す者がなお多く、仙游縣では昔年と比較してなお百分の二十を留めていたとされる。⁽⁷¹⁾ 黃濂の故郷である三十六郷についてみれば、「辛亥革命前後、農民はみな種煙を以て業としていた」⁽⁷²⁾、「清末民初時期、沿海の民衆は土地を耕しても生活に足らなかつた。官府の苛勒のために煙苗を植えて収入の増加を圖らねばならなかつた」との回顧がある。⁽⁷³⁾

興化での吸引者数については正確な数字が見当たらないが、清末に御史を務めた莆田縣人の江春霖は、「城鎮で阿片中毒でない駕籠かき人足を三人探すのも難しい」と述べたという。⁽⁷⁵⁾ ただし、一九〇四年になり福州の紳士が去毒社を設立し、阿片消費の取り締まりに盡力すると、宣教師もこれに協力した。⁽⁷⁶⁾ 興化でも一九〇七年に阿片窟の取り締まりが開始され、その經營者六人に首枷が嵌められた。さらに、戒煙所の設立について官と紳士の間で會談がもたれたことも、英國側資料に記載がある。⁽⁷⁷⁾ その後、知縣が交代すると取り締まりに對する官の熱意は低下したが、地域エリートは引き續き積極的であつた。また、一九〇九年になると、阿片價格の上昇により自發的に禁煙を試みる者も現れたという。⁽⁷⁸⁾ 阿片問題については、ブルースターが「英國が中國に阿片を強要することは最も偉大なキリスト教國家にとつての最も酷い汚點である」と、⁽⁷⁹⁾ 非難しており、興化の美以美會も禁煙に盡力することになった。一九〇九年に催された「奮興會」(リバイバル集會) 覺醒運動) に參加した民衆の一部に阿片吸煙者が混じつていたため、美以美會は募金を實施し、その資金で聖公會が經營する聖路加醫院に患者を送り療養させた。次いで、信徒を中心に興郡キリスト教戒煙社 (Anti Opium Society) を設立し、一〇箇月間で三九七人の中毒者をして禁煙に成功させたといふ。⁽⁸⁰⁾

その後、一九一一年に莆田に禁煙局が設置されると、地元の紳士吳鴻濱と同盟會員の陳樵が正・副總辦に就任した。とりわけ陳樵は多數の煙館を捜査し、重く罰した。しかし、警察が露天商に對して苛酷な取り締まりを行った結果發生した騷擾が飛び火するなかで、吳鴻濱と陳樵の居宅までもが群衆に襲撃される事件が發生する。⁽⁸¹⁾ そして、辛亥革命後に中央政府の地方への統制が弱まると、福建での阿片の取り締まりも弛緩していった。⁽⁸²⁾

IV 黃濂の亂の經過

(1) 清末から民國初年の政治・經濟情勢

辛亥革命前夕の福建では、外國文化や新式教育の影響を受けた知識人によって、多くの社會團體が設立された。その代表格は一九〇七年に福州で創設された橋南公益社であり、民衆への啓蒙活動、阿片撲滅運動を推進した。さらに同社に附設された「體育會」會員の多くは福州英華中學など教會學校の學生であり、訓練を受けた學生が辛亥革命での軍事行動に参加した。⁽⁸⁴⁾ といえ、革命の歸趨を決したのは新式軍隊の力であった。福建の軍隊は八旗兵を除き、閩浙總督左宗棠と共に移駐してきた湖南兵を骨幹として、一部に福建兵も加えて編成されていた。注目すべきは、兵士のなかに祕密結社哥老會の勢力が浸透していたことである。武昌起義後の一月八日、革命派が福州でも蹶起し、軍政府が樹立されると、新軍の指導者で湖南人の孫道仁が都督に就任した。新たに組織された省政府は、新軍の軍人、新式知識人、そして哥老會徒の寄り合い所帯であった。⁽⁸⁵⁾ 當該時期、興化でも哥老會が盛んになったことや黃濂も哥老會に加入したことは既に述べたとおりである。

なかでも政局に影響力を有したのは、哥老會徒を革命に協力させた湖南人の彭壽松であった。彭は省政府政務院の總參議、福建警察總監、全省禁煙事務の責任者を兼務したが、その強引で黨派的な政治手法により、地元福建人土からの強い怒りを買うことになった。彭への批判の急先鋒であった同盟會員が暗殺されたことに加えて、反対派の新聞社も封鎖された。これに怒った福建人土は、省議會議長の宋淵源を北京に送り、彭の捜査を請願させた。この結果、清末に地方大官を歴任し、當時は上海に寓居していた岑春煊が福建鎮撫使として福州に派遣されることになった。⁽⁸⁶⁾ 以上のように、當該時期福建の政局は外來の湖南人と地元福建人との對立のために混亂しており、これが黃濂一黨の蹶起の政治的背景となるので

ある。

次に、辛亥革命前の經濟狀況を一瞥したい。清末の興化では税捐が増加していた。義和團事件後の賠償のために、田賦の附加税や鋪捐（店舗にかける税）などが、光緒新政では鐵路捐（鐵道建設のための目的税）などが課税された。⁽⁸⁷⁾さらに納税の際には民衆が日常用いる銅錢から銀兩への折價が必要であったが、その際の中飽といった問題もあった。⁽⁸⁷⁾宣統年間、莆田縣の田賦徴收額は六萬兩以上となり、他の縣の田賦が二萬〜三萬兩であったことと比して、賦課額の重さが突出していた。⁽⁸⁸⁾それゆえ、莆田出身の御史江春霖は莆田での田賦が他縣と比較し重く、不公平であることを度々朝廷に訴えた。⁽⁸⁹⁾一方黄濂は、一九〇二年から一九〇三年ごろに農民を率いて納税に抵抗した。結果、抗税の罪で獄に繋がれたが、家族が獄吏に贈賄することで、逃亡に成功したという。⁽⁹⁰⁾

辛亥革命前夕になると、全国的に物價が騰貴し、社會不安が高まった。⁽⁹¹⁾興化でも一九〇九年中に米價が五〇%も上昇した。⁽⁹²⁾同時に、疫病や早魃も地域を襲った。⁽⁹³⁾ただし、興化府全體が一樣に貧しかったわけではない。莆田北部の涵江は商業で榮えており、灌漑の行き届いた中部では米作が盛んであった。一方、莆田南部・半島部は土壤が悪いため、貧しく、「海外出稼者」各地と同ク盛ニシテ縣下ヲ通シテ其數合計約五千人、南部地方最多ク」と日本の調査に記録されたように、海外への出稼ぎ者の主要送り出し地になっていた。⁽⁹⁴⁾また、清朝前期に出された遷界令の外側に位置した莆田南部の沿海部は「界外」と呼ばれ、社會的にも見下されていた。莆田城内や平野部の住民にとって「界外」は周縁、後進性、貧窮、愚昧、粗暴を意味したという。⁽⁹⁵⁾三十六郷に含まれる「凌雲下十八郷」は「界外」に屬したが、⁽⁹⁶⁾こうした莆田南部の民衆を據り所として、黄濂一黨が蹶起することになる。

(2) 黄濂の蹶起

辛亥革命後、省財政は極めて困難な狀況にあり、⁽⁹⁷⁾福建省各縣の捐税は「牛の毛のように多い」と比喩されたが、莆田・

仙游の兩縣では特に多かつたという。⁽⁹⁸⁾ 辛亥革命により清王朝が倒れ、共和制の中華民國が建立されたにも拘わらず、徴税の壓迫が解消されないなか、民衆による納税拒否が福建各地で發生したことが、次の『申報』の記事から確認できる。

全閩の地丁錢糧は全年で概ね百萬を納入するのが標準である。光復後各縣の錢糧には未だ納入されていないものが多い。長官が度々勸諭するといえども、甚だしきは糧の徴收に際してもめ事を起こす者もいて、終に良好な結果を得ていない。⁽⁹⁹⁾

辛亥革命後、興化では湖南人の余文藻が知府に任命された。余文藻は地元の間人である許鴻陞を保安隊の營長としたが、彼の統治は地域の人々の反感を買ったようである。後になって黄濂は福建鎮撫使に任命された岑春煊に次の呈文を送っている。要約すると、清朝時代に民は抑壓されても訴える所が無かつた。共和制の民國が成立し、積弊が一掃されることを期待していたものの、余文藻が酷虐無道なことは清時代の官吏よりも甚だしい。彭壽松は無上の權力を擁して我が福建を害している。余文藻はその爪牙であり、我が興化を害している。保安隊に許鴻陞等を任用して郷村で掠奪（税捐の徴收）させ、また蠹胥の柯文明を任用して平民を苛勒させた者は余文藻である。興化の秩序は余文藻がこれを破壊している、との弾劾であつた。⁽¹⁰⁰⁾

以上の不満を背景に、一九一二年六月一九日（農曆五月五日）、黄濂は衆を率いて三十六郷の總宮凌雲殿が鎮座する壺公山で蹶起した。當日は中國の節日のなかでも重要な端午節である。玉帝を祀る壺公山凌雲殿への參拜のために多くの民衆が集結しても、官から怪しまれることはなかつたであろう。⁽¹⁰¹⁾ さらに、農曆五月一六日に催される凌雲殿の廟會をひかえる時期でもあつた。蹶起に際して黄濂は、神明と大衆の前でポエによる占いを行った。⁽¹⁰²⁾ この時、黄濂は陶器の杯二つを投擲し、「もし事が成るなら杯が壊れない」と言つたが、果たして杯は壊れず、しかも一陰、一陽の縁起のよい「シンポエ（聖杯、聖盃）」がでたという。⁽¹⁰³⁾ このように、蹶起は祭禮や占いの民俗的な時空において決定され、蹶起へ向けての集合心性が醸し出されたと推測される。ただし、黄濂の一黨には知識人も数名含まれていたようである。なかでも、清末の生員

で科擧の廢止後に昇進の道を閉ざされ、政治に不満をもつ江露（清末の御史江春霖の一族）が黄濂に接近していたとされる。⁽¹⁰⁾そして、蹶起に當たつて黄濂は、「壺山黑虎忠義堂檄文」によりその趣意を公にした。

辛亥革命において孫中山は滿清をひっくり返し、民國を創立し、共和の政體が長く人民に幸せをもたらすことを慶んでいたところであつた。思いがけず新しい國を建ててわずか數箇月で、孫は退位し、袁が登場した。當初は賦税を免除としたが従來通りに收めさせることになつた。まことに政令の朝更暮改である。刑罰は軽いようで實は重く、吾民はほとんど瀕死の状況である。無頼漢を用いて税を催促し、雞や犬でさえも落ち着かない。惡紳が欲しい儘に虐待するの任せているのは豺や狼よりも甚だしい。且つ民衆は元どおり官廳を恐れるようになり、官廳もまた洋勢を恐れる。キリスト教會の教堂は郷曲に遍く普及し、美會（美以美會）はとりわけのさばっている。名は民國であるが、實態は皇朝と異なることなく、政治は共和と呼號するが、禍は專制よりも苛烈である。⁽¹¹⁾（下線部筆者）。

檄文は共和政體になつたにも拘わらず惡政が續いていることを非難するものであるが、ここでは傍線部に注目したい。これは黄濂の反亂が蹶起當初から反洋教・反帝國主義の旗を掲げていた證據として、中國での研究で度々引用される一節である。原典は『莆田縣志 政治志』（一九二二年版）や宋胡民編纂「關於黄濂起義的電文資料（一）」（『莆田文史資料』二輯）に掲載されている。しかし、同じ檄文を掲載する張忠舒著『十六皇帝小史』（莆田學院圖書館所藏）には傍線の一節は見いだせず、文章全體でも字句が多少異なる。電文資料の編者宋胡民は、林奇峰「反袁、反美的戰鬪與結果」（書誌未記載、所在不明）からこの文章を引用したとする一方で、張忠舒は信徒であるため教會に不都合な記述を削除したと説明する。しかし、これは奇妙である。なぜなら教會を被害者とする立場を強調するためには、黄濂による教會への敵意や教會攻撃の計劃性を強調する方が有利であり、この部分を削除する必然性はない。さらに傍線部とその前後の文とは論理上繋がりが悪いように感じられる。莆田學院圖書館所藏の余玉成「黄濂起義調査記」（一九五九年）に附された「臨時大元帥黄濂通告」にも上記の傍線部は存在しない。それゆえ筆者は、黄濂の反洋教・反帝國主義の性質を強調するために、傍線部が後

で附け加えられたのではないかとの疑問が生じる。以下、引き続きその根拠を紹介する。

まず、一九一二年八月の『申報』は、「興化の界外の槍刀會匪は密かに蠢動を謀り、興閩滅楚を以て標識となし」と述べ、また『時報』は「烏白旗を聯合し黄濂を擧げて都督とし、彭壽松の十大罪を宣布した」と、報道した。兩紙ともに地元勢力による外來の湖南系省政府への反対を報じたが、反洋教には言及していない。黄濂の亂を最初に傳えた米國の駐廈門領事による八月三日附けの報告や莆田縣城で黄濂の攻撃を目撃した英國聖公會の醫療宣教師による通信でも、反洋教への言及は見られない。⁽¹⁰⁾ 注目すべきは、福州駐在日本領事による八月一三日附けの報告書である。

興化府ノ匪徒モ亦未ダ平定ニ歸セズ十三郷ヲ連絡シテ現任知府ニ反抗シ泉州司令官張得貴往勸シツ、アリ。特ニ莆田縣ニ於テハ從來ノ祕密政社聯合シテ黄旗ヲ立テ税金ヲ徵收シ江春霖ヲ擁立セントシ多少政治的起見二出ツルモノ、如シ（中略）農民ニ在テハ革命以來一般ニ不景氣ヲ告ケタルニ搗テ、加ヘテ各種納稅ノ追求漸ク苛酷トナリ都督府ニ於ケル彭壽松ノ失政漸ク傳唱セラレタルヲ以テ新政府ニ對スル離心怨嗟トナリ一部ハ滿清政府若クハ明朝ヲ追慕シ一部ハ掠奪強盜ヲ恣ニセントスルヨリ各地ノ秩序亂レ匪徒其勢ヲ逞フスルニ至リタル⁽¹¹⁾（傍線部筆者）。

外交史料は、傍線部で示すように重税への民衆の不满と復古派の政治的策動を指摘するものの、やはり反洋教運動には觸れていない。さらに、偶然一九一二年九月一日に興化を訪れた東亞同文書院生は以下の記録を残している。

賊は今此城の南廿里、壺公山に籠り其數約一千、阿片の禁止に反抗せる者なりと、又云ふ首領は名を黃と云ひ一名十六皇帝と稱し無頼の徒と、二三日以前當地湖南兵一回の戦をなせり。⁽¹²⁾

現地を通過した書院生は阿片禁止への反対には言及しているが、反洋教には言及していない。確かに、一九一三年二月になると黄濂の部隊は教會や信徒を意圖的に攻撃するようになる。これを踏まえて、結論を先取りすると、美以美會が豐粟栽培を擁護する黄濂一黨の討伐を強く訴えたことが、彼らの怒りを買ったために、反亂の途中から反教會の姿勢が鮮明になった。つまり、黄濂の當初の主要目的は反洋教運動ではなかった、と筆者は判断する。このことは事件の経緯を追うな

かでさらに考證したい。

さて、同文書院生は反亂軍の數を一千人程度であったと記録するが、三千〜四千人とする資料もある。いずれにせよ檄文が出された後、八月になってようやく、知府の余文藻は壺公山に討伐に向かった。しかし、天候の急激な悪化も影響し、黄濂軍に撃退されてしまう。この突然の暴風雨は民衆に天助と信じられたという。神明を信じる民衆の心性がここにも現れている。この後、省政府は正規軍の孫葆瑤團長を興化に派遣した。孫は烏旗と敵対していた善郷村の白旗を道案内として、黄濂軍を攻撃したが、深追いは自重した。これに對して、黄濂軍も莆田城を襲撃したが、反撃を受け敗退する。このような混沌とした狀況が一〇月まで続くこととなった。なお、この間に黄濂一黨は糧櫃（徴税の分處）を襲撃するなどの示威活動を繼續したとされる。

一〇月になると、袁世凱が岑春煊を福建宣撫使に任命したため、追い詰められた彭壽松は福州から香港に退去した。黄濂の反亂に對しては、岑春煊は當時莆田涵江北方の故郷に引退していた元監察御史の江春霖に出馬を要請し、招撫が摸索された。その際、黄濂は先に紹介したように岑に對し余文藻の悪政を訴えた。つまり「官逼民變」（悪政によりやむなく反亂した）との論理である。後ろ盾である彭壽松が失脚したことも相まって、興化知府余文藻は、私人を部下に任用し、地域住民に對して壓政を行った、との弾劾を受け解任された。

新任の知府蔣忠銓と江春霖が地域エリートを招集し對應について諮問したところ、多くの者が討伐を主張した。これに對し江春霖は岑鎮撫使の委託を受けた以上は、武器の引き渡し、税糧の納入、黄濂の家族の他所への退去を條件として、談判による反亂の終結を摸索すべきとした。しかし、黄濂が約束の履行を疑い招撫を受けないうちに、官軍が攻撃を開始し、この策は失敗に歸してしまふ。注目すべきは、この時の宥和的姿勢のために、江春霖が黄と通じているとの噂が廣く流布したことである。なお、岑春煊は彭壽松の追放、黄濂への招撫の働きかけをもって自分の使命は完了したとし、着任して一箇月ばかりで宣撫使の辭職を願ひ出た。恐らく、福建の政治に深入りすることを避けたのだろう。しかし、黄濂の

活動は終熄することはなかったのである。

その後、黄濂一黨は郷間に潜伏したが、その名聲はなお大きかった。當時、仙游の東部一帯でも罌粟が栽培されていた。政府による栽培禁止に對する反感は濃厚であり、義侠心に富み、太子高^⑫と渾名されていた洋尾村の林高（任侠の人物、哥老會徒と推測される―筆者）が地方の人々に推舉されて莆田に赴き、黄濂に仙游への進軍を依頼したという。また、仙游の黄兜村の村民も某案件により縣署に檢舉され、多くの人が獄に繋がれていた。彼らも代表を送り、黄濂の來援を願つたとされる。これに對して、黄濂はまたも凌雲殿で占いを行った後に、仙游への進軍を決定した。さらに廟の神前で同盟の各郷が兵員を供出することが約された^⑬。占いで出兵決定や廟宇での盟約にも黄濂一黨が有した民俗的心性が表れているように思える。

その後一二月一八日に、黄濂一黨は仙游縣城の防備が手薄なことに乗じて、これを攻略した。『申報』は、仙游の某郷の衆が武器を持って協力したと報じている^⑭。黄濂の動きに期待・同調する勢力は莆田だけでなく、仙游にも少なくともあったのである。ただし、政府軍の來襲を知ると黄濂の部隊は本格的戦闘を行わず、直ちに縣城から撤退した。そして一九一三年二月からは莆田の沿海部に移動し、芴石、赤岐、忠門などの沿海地區で罌粟栽培を保護して政府軍と激しく交戦することになる。

(3) 美以美會による領事館や北京政府への働きかけ

一九一二年末ごろから美以美會のスタンレー・カーソン牧師は、興化では數千エーカーの罌粟が栽培されているとの情報を外界に発信した。意識的に北京政府に對應を強いたのである^⑮。その影響と思われるが、一九一三年一月三日の『申報』や『民立報』には、興化府において罌粟が二〇萬畝も栽培されており、農民は匪の保護を受けているが、省政府には對處能力が無い（中略）まだ罌粟の收穫の時期になつていないので、中央政府が速やかに方法を設けて罌粟を取り除くべ

きである、とのロイター電が掲載された⁽¹²⁷⁾。また、この前後の時期の『フースチャイナ・ヘラルド』紙も、共和國政府が、果たして地方政府を監督して英國との條約を誠實に履行できるのか、との疑問を呈する記事を掲載していた⁽¹²⁸⁾。

これに對して袁世凱は、一九一二年二月二十五日に大總統令を發布し、「土藥を禁絶する方法では禁種を實行するのが最も重要である」と述べている。そして、中英の條約に照らして罂粟の播種を嚴禁し、實情を外交・内務の兩部に報告するように地方長官に命じ、この成績を勤務評定の對象とする、と申し添えた⁽¹²⁹⁾。興化府管轄下の罂粟の廢棄が外界から督促されるなか、福建都督孫道仁も、泉州に駐屯していた軍人黃培松を禁煙特辦に任命し、武力による罂粟の廢棄を命令することになった⁽¹³⁰⁾。袁世凱の中央政府は英米の視線に配慮せざるを得なかつたのであろう。

ところで、興化教會の指導者ブルースターは、一九一三年正月に長期休暇をとり、夫人を伴い米國に歸國した⁽¹³¹⁾。休暇は早くからの決まっていたのであろう。それでも、この時期に長期休暇に出たということは、ブルースターが黃濂一黨の教會への攻撃をさほど深刻に受け止めていなかったことを示す證據ではなからうか。しかし、その後の事態の悪化は、留守を任されたカーソン牧師に心理的重壓を加えることになつたと推測される。カーソンは頻繁に駐福州の米國領事に助力を求めたが、この行動は却つて黃濂一黨の美以美會への憎惡を掻き立ててしまった。反亂の終結後の一九一四年、カーソンは次のように回顧している。「反亂は、最初は反キリスト教ではありませんでした。しかし、後にはそう發展しました。理由は、①我々キリスト教徒は自然と新政權（共和國―筆者）に友好的であり、その敵である紳士たちの反對に遭遇したからです。②教會によって實施された反阿片のキャンペーンが、罂粟栽培の保護金を得ている匪賊の利益に抵觸したからです。また、罂粟栽培の撲滅については、中央政府が地方政府に實行を迫り、九〇%の罂粟が破壊されました。利益を生む物の破壊を命じられたことに對する怒りこそ、（教會を攻撃した―筆者）紳士や匪賊の處罰に對して地方官僚が反對した理由でしょう」（抄譯）⁽¹³²⁾。つまり、美以美會が北京の共和國政府に協力して、地方勢力の利益に反對する行動をとつたことが、教會への攻撃を招いた眞の理由であると、カーソンは認識していたのである。

(4) 黄濂軍による莆田南部での戦いと教會・信徒への襲撃——一九一三年二月以降

一九一三年に入ると、黄濂軍は莆田縣南部の三十六郷附近及び芴石、忠門などの莆田南部沿海部で罌粟栽培の廢棄を目論む政府軍と闘い、その過程で教會・教徒を襲撃した。

中央政府から罌粟の取り締まりを嚴命された福建軍は、莆田南部の忠門・莆禧一帯が匪の根據地であり、先ず匪を撃退しなければ罌粟の廢棄に着手できないと認識していた。⁽¹³⁾これとは別に、莆田南部の重要市鎮芴石で勢力を有していた泉州府惠安からの移民は、教會の信徒となった本地人と對立關係にあつた。このため、黄濂一黨を同地に呼び込むことにより、キリスト教徒への攻撃を企圖した⁽¹⁴⁾という。

一九一三年二月、カーソンは米國領事に對して、「我々の傳道師（牧師の下位の職階―筆者）の一人と教會の信徒二人が反亂軍に捕まり、身代金を要求されました（中略）これらの人々は單にキリスト教徒というだけでなく、政府と同盟したキリスト教徒という理由で捕まったのです」⁽¹⁵⁾と報告している。さらに、この時期に北京で開催されていた萬國改良會のエドワード・スウィングが主催した禁煙會議に向けては、「兵と匪が激戦し、勝敗は未だ決していません。煙苗の幾分かは抜かれています、各郷村は匪賊と聯合して官兵に抵抗しています」との電報を打つていた。⁽¹⁶⁾興化の人々の反亂軍に對する姿勢については、「反亂軍は裝備では劣っていますが、經驗を積んだ農村の戦士です（中略）多くの文人と勞働者階級は莆田城内でも匪賊に同情的です。しかし商人層は違います。現在の情勢が彼らの商賣・貿易に影響しているからです」⁽¹⁷⁾と分析していた。

このように、黄濂軍と彼らを支持する人々は果敢に政府軍に抵抗していたが、在地民衆が一枚岩であつたわけではない。反亂軍内の特定の集團と古くから敵對關係にあつた人々のなかには、政府軍の作戦に協力する者もいた。⁽¹⁸⁾烏白旗に代表される地域間對立が政府軍に利用されたか、あるいは過去の地域間對立の報復の機會と捉えられたと推測される。そして激

戦の後、三月末に至って、都督孫道仁は興化での罌粟の廢棄を軍隊により實行したと、袁世凱に報告した。⁽¹³⁷⁾さらに、四月下旬までには仙游縣でも、莆田と沿海部で隣接する朱寨など一部地區を除いて、罌粟の廢棄が進行したようである。⁽¹³⁸⁾なお、一聯の廢棄過程において、禁煙調査員が郷民に殺害される事件が発生すると、官兵はこれを口實に九〇餘の郷村において罰金を取り立てた。『申報』は、この行爲を恨んだ人々が黃濂に資金を提供し、仙游縣城を攻撃させたと報じている。⁽¹³⁹⁾莆田と仙游の境界に位置する朱寨と東沙は、官への税糧を長きにわたり滞納するとともに、未だ政府軍によって罌粟畑が破壊されていなかったため、黃濂軍はここを通過して仙游へ向かった。恐らく地元の人々が黃濂に協力したのだろう。そして、五月初頭に仙游縣城を攻略したが、政府軍が反撃に轉ずると、またも縣城を放棄して莆田南部での遊撃戦に轉じている。⁽¹⁴⁰⁾

これ以降の情勢について、カーソンは次のように回顧している。「二月に我々の最も素晴らしい農村教會が焼かれました。そのことは反キリスト教の段階を示すものであり、(彼らの行動は―筆者) 反美以美會でした。なぜなら他の(宗派の)教會は妨害されなかったからです。六月には、一週間のうちに一九九のキリスト教徒の家屋が略奪され、一人が捕虜にされました。⁽¹⁴¹⁾さらに「最近反亂軍の首領黃濂により出された宣言文の翻譯を送ります。それは、教會を破壊する強い決断を示しています。教會は偶像と祖先を破壊する者と名指しされています」と、危機感を顯わにしている。⁽¹⁴²⁾この時期には、教會と信徒への攻撃が激化したにも拘わらず、官軍の鎮壓が緩慢になった。それゆえ、美以美會は招撫が摸索されることを強く懸念した。そして、江春霖の息子の江祖苞を仙游縣知事に任命することが反亂側から要求されたとして(實際に就任した―筆者)、外交ルートを通じて北京の外交部に憂慮を示したのである。⁽¹⁴³⁾

なお、当該時期、省政府による鎮壓の手が緩んだのは、第二革命へ向けての政治情勢が影響したためであると、筆者は推測している。すなわち一九一三年五月、江西都督李烈鈞など國民黨系都督が、袁世凱が列強から受領を目論む善後大借款に反対した。これに對して袁は、六月上旬に李等の反対派を罷免したために、戦争へと氣運が高まっていった。福建で

は軍權を握る師長の許崇智が反袁派であり、七月下旬には孫道仁に強要して福建獨立を宣言させた。⁽¹⁴⁾ そのころ許崇智が黃濂軍を討袁軍に吸収することを企圖していたと『申報』は報じている。⁽¹⁵⁾ また、興化の同盟會員で省議會議員でもあった林師肇が、招撫を黃濂に働きかけたとする資料もある。⁽¹⁶⁾ しかし、第二革命が失敗し、許崇智が逃亡すると、孫道仁は直ちに福建獨立を取り消した。直後の八月一七日、孫道仁は袁に對して以下のように辯明している。「私が黃濂の歸順を圖つたのは、匪賊による擾亂を鎮め、民や教徒を保護するためであり、決して黃濂に一黨を率いて莆田に駐留させようとの意圖はありませんでした。米國領事は、黃濂とその一黨を莆田に駐留させて治安を維持させる方法は不適切と言っているようですが、それ（黃濂とその一黨を莆田に駐留させること―筆者）は傳聞の訛りです」、と。しかし、逮捕を恐れた林師肇が南洋に逃亡したことは見逃せない。林自身は、黃濂との共謀は誤解であると辯明したが、これは祖父が連座により逮捕され、その釋放を求めたためであろう。⁽¹⁷⁾ それゆえ、福建獨立の前夜、國民黨系勢力と黃濂との間で何らかの交渉があつたとの疑いは拭えないように思われる。

それでも、黃濂の衆徒を莆田に駐屯させることが約束された明確な證據はない。しかし、福建獨立が宣言された前後の時期に、美以美會信徒の家屋一九戸が略奪を受け、一二人が誘拐され、一人の傳道師（中國人と思われる―筆者）が撃ち殺されるといふ事件が発生した。身代金を支拂い、ようやく學生の一人が解放されるなか、敵對勢力が福建の政權を握ることを教會が恐れたことは間違いないからう。⁽¹⁸⁾ それゆえ、一九一三年の夏から秋にかけて、美以美會と米國領事は匪黨の討伐と教會・信徒の損害賠償を頻繁に外交部に働きかけた。さらに、北京駐在の米國公使は、福州の領事から寄せられた情報を元に、黃濂などの武装集團と結託する紳士として、江春霖やその息子江祖苞の名簿を外交部に提出するに至つたのである。⁽¹⁹⁾

その後、黃濂一黨の武装行動は終熄に向かったが、黃濂の生死や行方は不明のままであつた。美以美會への賠償については、當初該會は銀二萬七〇〇〇大洋を要求したが、交渉の結果銀一萬三〇〇〇大洋の支拂いで決着し、黃濂討伐に成果

を収め得なかつた武官が處罰された。また、一九一三年六月以降、短期間だが仙遊縣知事を務めた江春霖の息子江祖苞は、この時既に職を辭していたにも拘わらず、遡つて免官の處置を受けるに至つた。江春霖自身にも匪賊庇護の嫌疑がかけられたが、莆田の紳士・商人が保證することにより、處罰は免れた。⁽¹⁵⁾

(5) 江春霖と反亂との關係

江春霖は、自分への嫌疑は全くの誹謗であると、友人の張琴(當時衆議院議員)⁽¹⁶⁾への書信のなかで訴えている。

美以美會は黃濂の招撫に反對し、文武官や當地の紳士を處罰すべきと外交部に打電しましたが、その中には春霖への誹謗も含まれています。ここでは敝僕の阿超が濂と親戚關係があり、阿超は私の家の奉公人であるとしています。そして吾邑の匪事は全て私春霖が暗中で操作しており、その結果息子の祖苞が仙遊の知事を務めた際に教案を處理せず、教民の生命・財産が吾郡において甚だしく危険に陥つたとしています。(中略)しかし美教の誹謗する内容は全くありえないことです。⁽¹⁷⁾

そして、黃濂と面會したのは政府側の依頼によるものであると、申し添えている。

ところで、美以美會が江春霖と黃濂との結託を疑つたことは、招撫を主唱した以外にも、以前から美以美會との間で生じていた間隙に關係するようである。このことは、美以美會が發行していた新聞『奮興報』主筆の宋學銘牧師への江の書簡から確認できる。すなわち、同紙は、①林爾嘉(臺灣板橋林家の人)が電灯公司を興した際に、江春霖がこれに關與した(つまり臺灣籍民の事業に協力した)、②江春霖の弟の家族が所有する商店が阿片の禁煙に違反しているが、地方官は前御史の威勢を憚って取り締まっていない、などと報じていた。これに對して江は、「噴飯」ものと抗議し、次のように論駁した。①に關しては、林は中國で公債二〇萬元を購入しているとし、「中國に居て洋籍を冒し、洋旗を掛け、洋教を奉じ、洋勢を借りて虎となるのと比較して、林の方が善である」と述べ、中國人信徒の宋を辛辣に皮肉つた。さらに②について

は、「もしこの行爲があれば證據を示して官に報じて究治せしめよ」と語氣を強めている。⁽¹⁵⁾

以上から、江が美以美會、特に中國人牧師に對して嫌惡感を抱いていたことは明白である。それでも、黄濂の亂の後ろ盾として暗躍したかといえ、これは疑わしい。そもそも江春霖は監察御史として興化への田賦賦課の不公平性を訴えるとともに、憚ることなく袁世凱や慶親王などの權力者を度々弾劾したため、譴責されて職を辭した清官である。⁽¹⁶⁾ 民衆の困苦にも同情的であり、教會を襲撃した村落に賠償金を課すことにも「特に賠償を求めることがあまりに重いと、百姓は負擔できず、冒險行爲に走ることを恐れるものです」と訴えていた。このように地域社會の安寧を重視した人物が、たとえ個人的に洋教を嫌つたとしても、武装集團を使嗾し、大亂を引き起こすものだろうか。さらに教會への攻撃が古田教案や義和團事件のように、外國の介入を容易に招くことは、江は百も承知だったはずである。なお、江姓一族の生員の江霖が早期から黄濂と關係をもっていたことが江春霖の宥和姿勢に影響を與えた可能性は否定できないが、直接黄濂一黨を使嗾した證據はない。ゆえに、美以美會と米國駐福州領事が江春霖を反亂の黒幕として訴えたことは、當時興化の紳士層に對して猜疑心を高めていたゆえの勇み足であった可能性が高いと、筆者は判断している。

(6) 黄濂の亂終熄後の興化での政治と社會

第二革命で革命派が敗退すると、黄濂の招撫の可能性は消滅した。そして一九一三年九月黄濂は病のために死亡したが、官が屍を辱めることを恐れた家族が遺體を隠したため、死體は長らく発見されなかつた。⁽¹⁷⁾ 『フースチャイナ・ヘラルド』の一九一四年一月一七日の記事が、黄濂の生け捕りや死體の通報に賞金がかけられていることを報じている。⁽¹⁸⁾ これに鑑みれば、地元民衆は黄濂の死や死體のありかに関する情報を官に報告しなかつたのだろう。

ところで、孫道仁は一九一三年八月になると、福建獨立は許崇智の獨斷であり、自分はやむなく従つただけであるとする聲明をだした。⁽¹⁹⁾ しかし、孫は一二月に福建都督を解任され、福建駐屯の湖南系部隊も概ね解體された。⁽²⁰⁾ 孫に代わり袁の

直系李厚基が護軍使として福建に派遣され、政・軍の権力を掌握した。これ以降、國民革命までの期間、省都福州は北京政府系の軍市政權に統治されることになる。⁽¹⁰⁾ ただし、外來の軍市政權が福建を隅々まで掌握できたわけではない。袁世凱の死後、北京政府に對抗して廣州に廣東政府が成立すると、福建は南北兩政府の角逐の舞臺となつてしまふ。一九一八年に段祺瑞が軍事力をもつて南北の統一を試みた際には、廣東政府側は在地武装勢力を糾合して「福建靖國軍」を組織し、この動きに對抗した。⁽¹¹⁾ この後、福建では廣東政府から承認を受けた「民軍」と稱される地方武装勢力が割據し、興化でも黃濂の部隊に参加していた首領の一部が民軍の頭目となつた。⁽¹²⁾ こうして、軍事勢力が各地に割據することにより、興化の治安は極度に悪化していくのである。

罌粟栽培については、黃濂の亂の後の一九一三年一〇月、福建都督が内務部に對して次の報告を行つてゐる。「閩省の煙館は既に一律閉鎖しました。今回の罌粟栽培の禁止については、所屬の地方官に厳しく調査させ、管轄する境域において罌粟栽培を禁止させることを、各觀察使に命令しました」。⁽¹³⁾ さらに中央政府も重ねて種植、運輸、吸煙の禁止を全國の地方官に嚴命した。⁽¹⁴⁾ しかし、袁の死後の軍事勢力の割據と政治の混亂は福建における阿片の取り締まりを不可能としていつた。罌粟栽培も復活・活性化し、農民には煙捐が課せられるのである。⁽¹⁵⁾

最後に、興化における教會の事業のその後を一瞥する。黃濂の亂の期間は、教會での禮拜もしばしば中止に追い込まれたが、⁽¹⁶⁾ 亂の終熄後の一九一四年には、美以美會の教勢は盛り返している。正規の信徒は一〇%、洗禮志願者を含めれば四〇%も増加し、教會への寄付も三五%増加した。⁽¹⁷⁾ 廈門の日本領事館は、一九一五年に「探聞スル處ニ據レバ同人(ブルースター筆著)ハ興化ニ居住スルコト三十年ノ久敷ニ及ヒ教民約二萬人ヲ有シ同地方ニ於テ一大勢力ヲ擁スル」と、美以美會の發展に注目する報告を行つた。しかし、その後の治安の悪化は教會にも深刻な影響を與えていつた。そして、一九二〇年代以降になると、反キリスト教風潮が發生し、國民革命では反帝國主義運動に直面することになる。

おわりに

道光中葉以降の興化では、社會内部での利害對立が進む中で、祭典組織である社（血縁・地縁結合も包含する）を基礎として、烏白旗と呼ばれる武装結社が形成された。また黄濂の故郷三十六郷が位置する莆田南部は、灌漑の發展した中部、商業の發展した北部と比較して貧しく、加えて三十六郷の屬する南部は遷界令の外側として社會的に見下された地域であった。そこでは菜食・持戒を教義とする關門教が受容されており、黄濂の側近には同教徒が含まれた。また、黄濂一黨が軍事行動を起こす際に、虎公山の廟の神前で占いを行ったり、盟約を立てたり、自然現象を神助と捉えたりしたのは、在地の民間信仰を背景にした民俗的心性に由来すると考えられる。そして占いや神前での儀禮は、蹶起のために人々の情緒（集合心性）を高め、結合を強化する役割を果たしたことだろう。

本稿での検討から、黄濂の亂は、以下の原因が複合化して勃發した事件であると指摘できる。それは ①義和團賠償以降の課税の強化や物價の騰貴による生活の困窮と不滿の高まり、②辛亥革命後に湖南系の外來勢力が省政府の政治権力を握ったこと、③新政府の下でも期待に反して重税が緩和されなかつたこと、④清末以來の罌粟栽培の取り締まりが新政府においても繼續されたこと、⑤莆田南部三十六郷の祭典組織を背景とした武装集團（烏白旗）が當初より存在し、これらの人々の絆を基礎として黄濂が蹶起したこと、などである。さらに黄濂の蜂起軍が三十六郷の地域的結合の範圍を超えて、莆田・仙游を含む興化全域で活動できた背景には、清末以降地域に浸透していた哥老會によるネットワークが作用したと理解すべきであろう。ただし、烏白旗の對立を背景に一部地區の民衆が黄濂に敵対したように、従來からの地域間對立が黄濂による民衆の糾合を妨げた側面も、社會構造に由来する現象として看過できない。興化での哥老會のネットワークについては更なる検証が必要であろうが、少なくとも民衆蜂起の背景に血縁・地縁そして祭祀典禮組織を通じた日常的共同性が存在したことを本稿での検討を通じて證明できたと考える。

さらに、従來の中國での研究では、黄濂の反亂は當初から反洋教・反帝國主義の旗印を掲げた民衆鬪争として理解されてきた。この問題については、①興化地區には辛亥革命までは人命に關わる大きな教案は發生していなかった、②古田教案や義和團事件の後にも、民衆が教會の保護を求めていったこと、③教育、醫療、慈善などに教會が盡力したことに加え、美以美會は訴訟に巻き込まれることを慎重に避けていたこと、などを明らかにした。もちろん、「毀神明・滅祖先」に代表される傳統秩序觀との摩擦が、保守的な人々をして教會に對する嫌惡感を抱かせた側面は否定できないだろう。また貧困層を信徒に取り込んでいく教會に對する反撥もあつたはずである。それでも、黄濂による「反洋教」の主張が當初から鮮明であつたわけではない。罌粟栽培に美以美會が反對し、外交ルートを通じて黄濂の討伐と罌粟の廢棄を訴えたことが、彼らの怒りに火を附けた側面は看過できないだろう。

外國教會が道義的觀點から阿片撲滅に取り組んだ一方で、黄濂は在地民衆の「今この時の生活」を保護するために罌粟栽培を擁護し、それに反對する教會を攻撃したのである。この行爲は、ある意味地域民衆の現實的な「生きる論理」とも言えるものかもしれない。なお、黄濂への討伐が最終段階で緩慢になつたのは、第二革命へと向かう政治狀況が影響し、舊同盟會勢力が黄濂軍の取り込みを劃策したことと關係があると思われれることも、附言しておきたい。

つまり、黄濂の亂は反洋教・反帝國主義の史觀から説明できる單純なものではなかつた。地域での社會構造やキリスト教事業の實態、傳統的習俗に依據する民衆の心性、辛亥革命後の流動的な政治狀況などの複雑な背景を踏まえて初めて、その全貌が理解できる事件であつたと指摘できるだろう。

註

- (1) Theodore C. Taylor, "Opium, an Unsettled Question" (London). 當該資料は、新村容子「モリソン・パンフレットより見る20世紀初頭アヘン追放運動」(斯波義信・岡本

隆司編『モリソンパンフレットの世界』（改訂増補版）東洋文庫、二〇一七年）で紹介されている。また村上衛「禁煙と吸煙のあいだ——禁煙運動下の閩南社会」（前掲書所収）も同パンフレット所載史料を利用し、福建南部での阿片の取り締まりを分析している。

- (2) Madancy は、舊式の紳士が反乱を背後から使喚したが、黄濂の軍隊の内實はあまり知られておらず、地域の宗教セクト、秘密結社、革命組織との結びつきの證據もない、と述べている。Joyce A. Madancy, *The Troublesome Legacy of Commissioner Lin: The Opium Trade and Opium Suppression in Fujian Province, 1820s to 1920s*, Harvard University Press, 2003, p. 317.

- (3) 鄭振滿「神廟祭典與社區發展模式——莆田江口平原的例證」（同『郷族與國家 多元視野中的閩臺傳統社會』北京、三聯書店、二〇〇九年）。鄭振滿「莆田平原的宗族與宗教——福建興化府歷代碑銘解析」（劉永華主編『中國社會文化讀本』北京、北京大學出版社、二〇一一年、所收）。Kenneth Dean and Zheng Zhenman, *Ritual Alliances of the Putian Plain, Vol. 1: Historical Introduction to the Return of the Gods; Vol. 2: A Survey of Village Temples and Ritual Activities*, Brill, 2010。陳琳「莆田烏白旗事件淺析」（福建師範大學福清分校學報）二〇〇二年第一期）。
- (4) 莆田學院圖書館特色書庫には、黄濂の亂に關する未刊行の地方性資料が多數所藏されている。本稿では、興化の教會關係者張忠舒の『十六皇帝小史』などの同時代人が書

記した文獻資料及び一九五〇年代後半から六〇年代初頭に作成された口述記録を利用する。これらは一九六〇年代前半に編纂された『莆田縣志』のために集められた資料と推測される。

- (5) 社會史家の二宮宏之は、心性を「人々のこころの、自覺されない隠れた領域から、感覺、感情、欲求、さらには、價值觀、世界像に至るまでの、さまざまなレベルを包み込む廣い概念」と定義する（二宮宏之『二宮宏之著作集』二、岩波書店、二〇一一年、一〇二頁）。
- (6) 福井憲彦『新しい歴史學とは何か——アナール學派から學ぶもの』講談社、一九九五年、一五八頁。
- (7) 例えば、中共莆田市委黨史研究室『中共閩中地方史 新民主主義革命時期』北京、中央文獻出版社、一九九九年、所收の緒論「反抗帝國主義侵略的反洋教鬭爭」。
- (8) 王福梅「清至民國美以美會在莆田的傳播與特點」（莆田學院學報）一一卷一、二〇〇四年）。
- (9) 主に使用するものは、*Missionary Files: Methodist Episcopal Church, 1912-1949, China, Japan, and Korea*, Scholarly Resources Inc. による（關西學院大學圖書館所藏）以下資料名の頭文字をとり *MEC File* と略記する。なお、文書の原件や英文版の年次會議議事録は、The United Methodist Archives and History Center, Drew University, NJ, USA に所藏されており、筆者も閲覧に赴いた。その他、*Church Missionary Society Archive*, Section I [East Asia Missions], Adam Matthew Publications (桃山

學院大學圖書館所藏)も参照した。

- (10) 佐藤公彦「一八九五年の福建・古田教案」(『清末のキリスト教と國際關係』汲古書院、二〇一〇年、所收)。蒲豊彦「地域史のなかの廣東農民運動」(狭間直樹編『中國國民革命の研究』京都大學人文科學研究所、一九九二年、所收)。同「宣教師、中國人信者と清末華南鄉村社會」(『東洋史研究』六二卷三號、二〇〇三年)。同「義和團事件前夜のキリスト教會」(『東洋史研究』七五卷二號、二〇一六年)。孫江「近代中國の革命と祕密結社」汲古書院、二〇〇七年。藤谷浩悦「湖南省近代政治史研究」汲古書院、二〇一三年。

(11) 歴史社會學的方法とは、人々の行爲を、それが展開された「場」の特性と關聯付けて捉えるとともに、それを時間軸のなかで考察する手法である。詳しくは、筒井清忠編『歴史社會學のフロンティア』人文書院、一九九七年、「序論」を参照されたい。

(12) 施鴻保(來新夏校點)『閩雜記』卷七「烏白旗」、福州、福建人民出版社、一九八五年。興化烏白旗之始、起於仙游洋寨村與溪裏村械鬪。洋寨村有張大帝廟、村人執廟中黑旗領鬪獲勝。溪裏村有天后廟、村人遂執廟中白旗領鬪亦勝。由是二村械鬪、常分執黑白旗、各近小村附之。漸及德化、大田・莆田・南安等處、一旗皆萬餘人。

(13) 陳池養「興郡勦捕事宜議」(『慎餘書屋詩文集・節選』『臺灣文獻匯刊』第四輯第一四冊、北京、九州出版社・廈門、廈門大學出版社、二〇〇四年、所收) 二八二頁。興郡

之有烏白旗、始於道光十八年九、迄今五十六年。其初隨處聯、各小鄉與大鄉鬪。漸聯漸多、而大鄉亦復相聯。至道光廿五年、仙邑香連慈三里聯結大鬪。旗分黑白、而烏白旗之名大著。自是後、與烏旗合者爲烏旗。與白旗合者爲白旗。縱五十里橫幾百里、巨於莆仙之間戰爭不息。

(14) 德福「閩政領要」(『民風好尚』(『臺灣文獻匯刊』第四輯第一五冊、北京、九州出版社・廈門、廈門大學出版社、二〇〇四年、所收) 八九頁。興化永春及上游延建邵等府俱以耕種爲業。俗尙稍馴。

(15) 莆田市地方志編纂委員會編『莆田市志』北京、方志出版社、二〇〇一年、二二三頁。曹樹基『中國人口史』五卷、上海、復旦大學出版社、二〇〇一年、一八九頁。

(16) 「烏白旗」(『莆田文史資料』五輯、一九八三年) 一一七～一二〇頁。

(17) 陳池養「竊嘆」(『前掲』『慎餘書屋詩文集』所收) 二八七～二八九頁。道光以來法既稍寬、官亦不守其法。惟利民財、有鬪不問。釀成命案則臨其鄉、按其家之高下而取盈焉。其生事害人者得脫身事外。弱無所訴、因而聯鄉。即同居一鄉而小姓相聯。同爲一姓而小房相聯。於是或合數十鄉而爲一、或分一鄉而爲二。鬪經歲月、死不報官。此械鬪之風之所以日長也。

(18) この概念は、山本眞「近現代中國における社會と國家——福建省での革命、行政の制度化、戰時動員」創土社、二〇一六年、序章、第一章を参照されたい。

(19) 臺灣の祭祀圈については、林美容『郷土史與村莊史——人

- 類學者看地方』臺北、臺原出版社、二〇〇〇年を参照されたい。
- (20) 前掲、鄭振滿「神廟祭典與社區發展模式」二三六～三三七頁。
- (21) 前掲、鄭振滿「莆田平原的宗族與宗教」二三三頁。
- (22) Dean and Zheng, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 1-5. なお、森田明も水利を軸とした莆田村落の聯帯を示唆している。森田「福建莆田における木蘭陂の管理機構と供應廟」『中國21』Vol. 37, 二〇一二年) 七三頁。
- (23) 滙江區地方志編纂委員會編『滙江區志』北京、方志出版社、一九九七年、七五九頁。
- (24) 陳盛韶、小島晉治・上田信・栗原純譯『問俗錄——福建・臺灣の民俗と社會』平凡社、一九八八年、四七～四八頁。
- (25) 朱維干「一九一二年黃濂領導的莆仙農民起義」(『莆田文史資料』二輯、一九八一年) 三〇頁。「凌雲殿—莆田—福建寺院」(『佛教導航』最終閱覽日二〇一八年三月八日)。
<http://www.fjdh.cn/fz/fyh/ahsy2013/08/10053277106.html> 筆者自身も二〇一八年二月七日に凌雲殿を訪れ廟宇の入り口に掛けられた「三十六郷董事叩拜」の文字を確認した。
- (26) 「重修凌雲殿捐資捐田碑」(鄭振滿・丁荷生編纂『福建宗教碑銘彙編 興化府分冊』一九九五年、福州、福建人民出版社) 二五一頁。
- (27) 宋 Z L 氏 (男性)、六一歳、宋 Y S 氏 (男性) 八〇歳、
- (28) 陳松青「福建金幢教研究」(福建師範大學修士論文、二〇〇七年) 三〇～三七、七九、八三頁。
- (29) 碩竈大隊「黃濂起義事跡調查記」一九六〇年四月調査、八頁。何在大隊・東汾大隊「黃濂起義事跡調查記」一九六〇年五月、一四頁、兩資料はともに莆田學院圖書館所藏。また前掲、朱維干「一九一二年黃濂領導的莆仙農民起義」二五頁。
- (30) Dean and Zheng, *op. cit.*, Vol. 1, p. 167.
- (31) 張忠舒「十六皇帝史略」五頁(書寫本)、執筆年不明、莆田學院圖書館所藏。同資料は、註(4)で述べた経緯により一九六〇年前後に収集されたと推測される。その但し書きには、張忠舒が黃濂の通告文などを廣く収集したとあり、その価値が高く評價されている。引用部分原文…銃刀會者係集各郷精於槍法刀法之人、千百成群、聯爲團體……素有黑白旗之爭執、聯數十村執一黑旗、與彼數十村執一白旗者接仗。往々血肉横飛而戰興愈烈。槍刀會之人又旗隊中之傑出者。
- (32) 陳池養「代楊東村明府擬請王撫憲速臨興郡稟稿」(前掲

- 『愼餘書屋詩文集』三九五頁。惟烏白旗糾結既多。日事戰鬪、鄉小者爲首十二人、稍大三四人、最大五六人或七八人。
- (33) 余玉成「黃濂起義調查記」一九五九年、三頁、莆田學院圖書館所藏。
- (34) 連立昌『福建秘密社會』福州、福建人民出版社、一九八九年、二七一頁。
- (35) 翁福中ほか口述「莆田哥老會簡述」〔莆田市文史資料』五輯、一九九〇年〕一〇九頁。
- (36) *Official Reports for 1912 of the Hingwa Conference of the Woman's Foreign Missionary Society*, Methodist Publishing house, Shanghai, pp. 6-10. 以下、同資料は *Official Reports for ~年 of the Hingwa Conference of the WFMS* と記す。
- (37) 張琴編纂『民國莆田縣志』一九四五年(上海、上海書店出版社、二〇〇〇年重印) 通紀、一一〇頁。
- (38) 「社」に關する先行研究は、陳鳳「傳統的社會集團の歴史的變遷——中國山西省の「宗族」と「社」——」御茶の水書房、二〇一七年、第二章で整理されており、參考となる。
- (39) 林求理「林振珍牧師生平」〔衛理公會興化年議會史料通訊』第五期、發行年未記載) 一八〜二三頁(臺北、衛理神學院圖書館所藏)。
- (40) 薩福樺編纂『南日島志』「物産」及「民俗」、一九三七年、發行者、發行地不明、莆田學院圖書館所藏。島民健訟好鬪、每因極細微之事、而發生械鬪、甚至循環報復不已。曉曉求直、傾家蕩産、在所不計。挺而走險、流爲海盜。
- (41) 張金紅『胡約翰與福建安立甘會研究』(福建師範大學博士論文、二〇〇七年) 一三三頁。
- (42) *Methodist Episcopal Church, Annual Report of the Missionary Society of the Methodist Episcopal Church for the Year 1900*, Missionary Society of the Methodist Episcopal Church, 1901, p. 119. 發行地はニューヨークのミッション本部。以下、同資料は *Annual Report of the MEC* と略記する。MEC は Methodist Episcopal Church の略記である。
- (43) *Annual Report of the MEC for the Year 1901*, p. 97.
- (44) William N. Brewster, *The Evolution of New China*, Jennings and Graham, 1907, pp. 288-294.
- (45) Jun Xing, *Baptized in the Fire of Revolution: The American Social Gospel and the YMCA in China, 1919-1937*, Lehigh University Press, 1996.
- (46) 張福基編『興化衛理公會史』福建興化衛理公會、一九四七年、七八〜九八頁。
- (47) 黃俊英「教務概況」〔莆田哲理中學七十周年校慶紀念特刊』一九四八年、所收) 六頁。
- (48) William N. Brewster, *op. cit.*, p. 127.
- (49) William N. Brewster, *Straw for Our Bricks*, 發行者、發行年不明、頁數記載なし、東洋文庫モリソンパンフレット所藏。
- (50) 張昱「福建鼠疫防治經過」〔福建文史資料』一九輯、一九九一年) 一九六頁。

- (51) “The Work of 1899 in Hinghwa”, *Mercy and Truth*, No. 46, Oct 1900; “Hinghwa and the Trouble in China”, *Mercy and Truth*, No. 56, Aug 1901. なお、この時期のペストの流行については、飯島渉『ペストと近代中国——衛生の「制度化」と社会變容——』研文出版、二〇〇〇年、第一章を参照されたい。
- (52) 陳日新『福建興化美以美會蒲公魯士傳』興化、美興印書局、一九二五年、三五頁。「聖路加醫院簡史」、「興仁醫院記略」ともに〔莆田文史資料〕一四輯、一九九〇年、所收。陳永震「基督教轉入仙游概述」〔仙游文史〕一〇輯、一九九二年、所收。
- (53) 「詩巫興化墾場史略」〔詩巫興化莆仙公會慶祝墾荒六十週年記念冊籌備會編』詩巫興化莆仙公會慶祝墾荒六十週年記念冊〕シブ、一九七二年、二八～三二頁。
- (54) 前掲『福建興化美以美會蒲公魯士傳』四七頁。
- (55) 「閩浙行」〔東亞同文書院第十期生』樂此行〕東亞同文書院、大正二年、二三八頁。
- (56) 前掲『民國莆田縣志』卷三十三、外僑傳、八〇八頁。後述するように張琴は江春霖と密接な關係にあったが、縣志での教會への敘述は肯定的である。
- (57) 前掲、張福基編『興化衛理公會史』一一七頁。
- (58) 前掲、宋Z L氏口述、莆田笏石KB村での訪問。
- (59) 何W日氏、一九三五年生まれ、マレーシア、サラワク州、シブ興化莆仙公會役員、退職中學教師による口述。二〇〇九年八月二七日、サラワク州シブ市での訪問。
- (60) 林文慧『清季福建教案之研究』臺北、臺灣商務印書館、一九八九年、九五～九九頁。
- (61) 中央研究院近代史研究所編『教務教案檔』第六輯（一）光緒二十二年—光緒二十五年、同研究所發行、一九七四年、一四四三～一四五三頁。
- (62) 前掲『莆田市志』二八三九頁。
- (63) 後藤春美『アヘンとイギリス帝國 國際規制の高まり一九〇六～四三』山川出版社、二〇〇五年、二四～二五、二七頁。
- (64) 前掲、新村容子「モリソン・パンフレットより見る二〇世紀初頭アヘン追放運動」二二〇頁。張巨保「一九二〇世紀中葉中國罌粟植史研究」廣州、廣東人民出版社、二〇一七年、一六四～一六五頁。
- (65) 前掲『莆田市志』四〇頁。
- (66) 陳永震ほか「民國初年仙游『三害』」〔仙游文史〕一二輯、一九九五年、五九～六四頁。
- (67) 劉錦藻撰『皇朝續文獻通考』卷五十五 征權考二十七 洋藥（臺北、新興書局、一九六三年重印）八一〇三頁。なお重印本のタイトルは『清朝續文獻通考』とされている。
- (68) 三五公司『福建事情實查報告』三五公司、一九〇八年、三六頁。
- (69) 莆田縣志編輯委員會編『莆田縣志 政治志』同會印行、一九六二年、八五頁。
- (70) “Item: Home and Foreign: Hinghwa”, *Mercy and truth*, No. 138, Jun 1908.

- (71) 「度支部奏遵旨查明各省禁種土藥情形摺」(『政治官報』第一〇五一號、宣統二年八月二十八日)一二三頁。
- (72) 仙游黃裳元「莆十六皇帝抗官事迹末記」(手稿本或いは書寫本)一九六四年、一頁(『黃濂起義資匯抄』所收、莆田學院圖書館所藏)。同資料の附記によれば、筆者の黃は一九三一年に莆田縣長を務めた人物である。
- (73) 前掲、破籠大隊「黃濂起義事跡調查記」一頁。
- (74) 江春霖(一八五四—一九一八年)、號は梅陽山人、莆田縣人。一八九四年の進士であり、翰林院庶吉士を経て監察御史となる。慶親王、袁世凱、徐世昌、孫寶琦等の有力者を憚ることなく弾劾したが、朝廷に容れられず、一九一〇年に官を辭して歸郷した。趙爾巽等撰『清史稿』第四一冊、四四五卷、北京、中華書局、一九七七年、一二四六九頁。
- (75) 中共莆田縣委黨史研究室編『莆田革命史』福州、福建人民出版社、一九九五年、三頁。
- (76) 福建での阿片取り締まり全般については、前掲Madangyの研究を、プロテスタントによる取り締まりへの協力については、Ryan Dunch, *Fuzhou Protestants and the Making of a Modern China, 1857-1927*, Yale University Press, 2001, pp. 48-55を参照された。
- (77) “General Report on Opium”, Sir J. Jordan to Sir Edward Grey (Received Jan. 11, 1908), Ian Nish ed., *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print, Part I, From the Mid-Nineteenth Century to the First World War, Series E, Asia*,
- 1860-1914, Volume 13 China Miscellaneous, 1894-1910, University Publications of America, 1989, p. 555.
- (78) “Item: Home and Foreign: Hingwa”, *Mercy and Truth*, No. 138, Jun. 1908; *Ibid.* No. 153, Sep. 1909. Dr. R. R. Walker, “Anti Opium Work in Hingwan”, *Mercy and Truth*, No. 179, Nov. 1911.
- (79) William N. Brewster, *op. cit.*, p. 47.
- (80) *Official Minute of the Hingwa Annual Conference of the Methodist Episcopal Church for 1909*, Hingwa Mission Press, 1910, p. 41. 同資料は以下、*Hingwa Annual Conference* と略記する。前掲『福建興化美以美會蒲公魯士傳』五六—五七頁。
- (81) 「壺亂始末」一頁(前掲『黃濂起義資匯抄』所收)。前掲『民國莆田縣志』大事志、一〇九頁。
- (82) 「外交部與英國使館關於浙江安徽等省禁運印藥和會查湖南省種煙事有關文獻(三) 英使館致外交部節略(一九二一年五月二二日)」(中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編第三輯外交』南京、江蘇古籍出版社、一九九一年)四六頁。
- (83) 中國國民黨福建省執行委員會文化事業委員會主編、福州私立光復中學編纂委員會編輯『福建辛亥光復史料』連城、建國出版社、一九四〇年、五頁、二二頁。
- (84) Ryan Dunch, *op. cit.*, pp. 103-108.
- (85) 陳孔立・蔡如金・楊國楨「辛亥革命在福建」(『廈門大學學報』一九六二年二期)。

- (86) 「旅滬福建維持會宣言書」(『申報』(上海)一九二二年一月二日)。「閩省近日之恐慌」(『申報』一九二二年一〇月七日)。
- (87) 前掲、朱維干「一九二二年黃濂領導的莆仙農民起義」二二一―二七頁。
- (88) 福建財政史編輯委員會編『福建財政史(上)』廈門、廈門大學出版社、一九八九年、一一八頁。
- (89) 「奏劾莆田田賦不均請飭量爲增減疏」、「奏請飭限期清理莆田田賦疏」(清江春霖撰「梅陽江侍御奏議」民國十六年排印本、所收)。
- (90) 前掲、楊維干「一九二二年黃濂領導的莆仙農民起義」二二一―二七頁。
- (91) 野澤豊『辛亥革命』岩波新書、一九七二年、七〇頁。
- (92) *Hingwa Annual Conference for 1909*, p. 34
- (93) *Hingwa Annual Conference for 1909*, p. 34. *Hingwa Annual Conference for 1910*, p. 49.
- (94) 三五公司『福建事情第二回實查報告』三五公司、一九一四年、一八九頁。
- (95) 吳重慶『孫村的路・後革命時代の人鬼神』北京、法律出版社、二頁、一四一頁。同書は莆田沿海部を對象にした人類學の研究である。
- (96) *Dean and Zheng op. cit.* Vol. 2, p. 413
- (97) 「福州黑暗記」、「閩省借債談」(『時報』(上海)一九二二年八月五日、一九二三年四月二日)。
- (98) 楊子實「黃濂起義侵攻仙遊記」一九六三年、二頁(前掲『黃濂起義資匯抄』所收)。
- (99) 「八閩財政觀」(『申報』一九二二年五月一四日)。全閩地丁錢糧全年約收百萬之賦。光復後、各縣錢糧多未措繳。雖經長官迭次勸諭、甚有因收糧而開成事變者。終無良好結果。黃濂より岑春煊への呈文(「興化匪首之片面詞」『申報』一九二二年一月八日)。
- (100) 前掲『莆田市志』二六〇頁には、「舊時、境內人們崇尚神靈、尊神活動主要包括三個方面。其一、一年之中絕大部分節令習俗、都以敬神活動爲中心、上至玉皇大帝、如來觀音、竈公的誕辰、都要舉行祭神活動……」とある。
- (101) 凌雲殿の廟會については、周雪香『莆仙文化論述』北京、中國社會科學出版社、二〇〇九年、二八〇頁を参照にした。
- (102) ポエは、木や竹を半月形に削った卜占具の名稱である。儀禮あるいは祈願の後、この卜占具を同時に空へ投擲し、地上に落とし、その俯仰の状態により神意を判斷する。野口鐵郎ほか編『道教事典』平河出版社、一九九四年、五四―三頁、可兒弘明執筆部分による。
- (103) 前掲『莆田縣志、政治志』一九六二年版、八八頁。
- (104) 人々が聯帶感を高揚させ蹶起に向かった情緒を、フランスの史家G・ルフェーヴルによる用語を使い「集合心性」と呼ぶ。これについては同著・二宮宏之譯(『革命的群衆』岩波文庫、二〇〇七年、譯者解説)一〇四頁を参照された。
- (105) 前掲、張忠舒『十六皇帝小史』九頁。
- (106) 宋湖民輯「關於黃濂起義的電文資料(一)」(莆田文史

- 資料」二輯、一九八一年）六五頁。辛亥革命孫中山推翻滿清、創立民國。方慶共和政體、長堪福群黎。不料肇建新邦、才閱數月、孫既退位、袁即登場。賦稅免而仍收、政令可朝更暮改。刑罰輕而實重、吾民幾九死一生。用無賴以催科、不寧雞犬。任惡紳而肆虐、更甚豺狼。且成百姓仍怕官廳、官廳又怕洋勢、教堂遍布鄉曲、美會尤為囂張。名為民國、事無異於皇朝、政號共和、禍更烈於專制。
- (108) 「興化民變之原因」〔申報〕一九二二年八月二二日。
- (109) 「興化之變」〔時報〕（上海）一九二二年九月一八日。
- (110) American Consulate, Amoy to The Secretary of State, Jul 1, 1912. Reel. 11. p. 0002. *Records of the Department of State relating to internal affairs of China*, National Archives, Wilmington, Del.: Scholarly Resources Inc. Reel. 18, pp. 0918-0919. 慶應義塾大學三田メデアセンター所藏。以下、同資料は頭文字をとり RISC と略記する。
- “The foreign Field : Hinghwatu”, *Mercy and Truth*, No. 193, Jan 1913.
- (111) 「大正元年八月十三日 在福州領事土谷久米藏 到外務大臣子爵内田康哉殿」アジア歴史資料センター、レファレンス番號 C08040683500（所藏館：防衛省防衛研究所）。
- (112) 前掲『樂此行』一三七頁。
- (113) 前掲、砲臺大隊「黃濂起義事跡調查記」九頁。
- (114) 同上、九頁。
- (115) 同上、九一五頁。
- (116) 前掲、余玉成「黃濂起義調查記」一八頁。「岑西林入閩顛末記」〔申報〕一九二二年一〇月九日。
- (117) 「閩都督通緝余文藻」〔申報〕一九二二年二月八日。
- (118) 「江老訪匪」〔申報〕一九二二年一月一九日。前掲、砲臺大隊「黃濂起義事跡調查記」一〇頁。
- (119) 前掲、楊子實「黃濂起義侵攻仙遊記」二頁。
- (120) 「岑鎮撫使致大總統報告事竣離閩電」〔時報〕一九二二年一月二〇日、「岑鎮撫使通告閩中父老子弟書」〔時報〕一九二二年一月二二日。「岑使離閩之原因」〔時報〕一九二二年十一月三〇日。
- (121) 前掲、黃裳元「莆十六皇帝抗官事跡始末記」二頁。
- (122) 「興化匪焰又熾」〔申報〕一九二二年一月五日。
- (123) F. S. Carson to Dr. F. M. North, Feb 26, 1913. *MCC File*, Reel. 73, pp. 0976-0978.
- (124) 「特約路透電」『民立報』、「特約路透電」『申報』ともに一九二三年一月八日掲載。
- (125) “Opium Growing in China”, *North China Herald*, Oct 19, 1912. “The Opium Crisis”, *North China Herald*, Dec 28, 1912.
- (126) 「臨時大總統重申禁煙訓令（一九二二年二月二五日）」『政府公報』第三三九號、命令、一九二三年一月五日。
- (127) 「特約路透電」、『福建電』（ともに『民立報』（上海）一九二三年一月一日）。
- (128) 「閩督擬用武力禁煙」（『大公報』（天津）一九二三年一月三日）。
- (129) 前掲、陳日新「福建興化美以美會蒲公魯士傳」六九頁。

- (130) F. S. Carson, "The Hinghwa Situation", *China Christian Advocate*, Feb 1914.
- (131) 「閩省禁煙之大激戰」〔『申報』一九一三年二月二〇日〕。
- (132) 前掲、朱維干「一九一二年黃濂領導的莆仙農民起義」四二頁。
- (133) F. S. Carson to Consul J. W. Fowler, Feb 10, 1913. *RDS*, Reel. 18, pp. 0918-0919.
- (134) 「閩省禁煙之大激戰」〔『申報』一九一三年二月二〇日〕。
- (135) F. S. Carson to Consul J. W. Fowler, Feb 12, 1913. *RDS*, Reel. 11, pp. 0934-0936.
- (136) F. S. Carson to Consul J. W. Fowler, Feb 17, 1913. *RDS*, Reel. 11, pp. 1056-105.
- (137) 「孫道仁張元寄致大總統等電（一九一三年三月三〇日）」〔『北洋政府陸軍部檔案』（一〇一一一三三九）、南京第二歷史檔案館藏〕。興化莆仙兩縣煙苗、業將派隊督拔情景逐日電陳、諒邀鑑察。頃接孫旅長葆銓呈報：莆、仙兩邑及涵江、湄州煙苗、經軍隊毅力進行、現已一律肅清等由。本資料は孫江氏の厚意により提供を受けた。記して感謝した。
- (138) 「福建省都督孫道仁呈 大總統報明仙游縣煙苗拔除淨盡惟朱寨一隅所留無多擬即會督進辦請鑑文竝 批」〔『政府公報』第三四四號、公文、一九一三年四月二二日〕。
- (139) 「仙遊克復消息」〔『申報』一九一三年五月二六日〕。
- (140) 前掲、楊子實「黃濂起義進攻仙游記」一一～一二頁。
- (141) F. S. Carson, "The Hinghwa Situation", *China Christian Advocate*, Feb 1914.
- (142) F. S. Carson to Dr. North, June 24, 1913. *MEC Files*, Reel. 73, p. 0952.
- (143) 「關於福建亂事虐待教民之報告照會」（廣西師範大學出版社編『中美往來照會集（一八四六—一九三一）』（美國政府解密檔案中國關係 第二二冊、廣西師範大學出版社、二〇〇六年）五九～六一頁。
- (144) 第二革命の経緯については、張玉法「二次革命・國民黨與袁世凱の軍事對抗（一九二一—一九一四）」〔中央研究院近代史研究所集刊』一五期、一九八六年〕を参考とした。
- (145) 「閩省取消獨立之尾聲」〔『申報』一九一三年九月一〇日〕。
- (146) 「壺亂始末」（張琴編纂『莆田縣志稿』より録取したと注記されている）六頁。執筆年不明、莆田學院圖書館所藏。
- (147) 「孫道仁致大總統及外交部等電（八月二日）（中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編第三輯政治（二）』南京、江蘇古籍出版社、一九九一年）九三七頁。
- (148) 「何恢魂代布林師肇致汪聲玲辯認書（一九一四年四月）」〔前掲『中華民國史檔案資料匯編第三輯政治（二）』九四〇頁。
- (149) F. S. Carson to Dr. F. M. North, Aug 7, 1913. *MEC Files*, Reel. 73, 0940-0942.
- (150) 「再次對福建興化黃濂無法捕拿歸案表示異議」一九一三年一〇月一四日〔前掲『中美往來照會集（一八四六—一九三一）』第二二冊）一一二～一一三頁。
- (151) 「汪聲玲致內務部呈（一九一四年三月二四日）」〔前掲

- 『中華民國史檔案資料匯編第三輯政治(二)』九三八頁。
- (152) 張琴，字是治如(一八七六—一九五二)，莆田縣人。『民國莆田縣志』の編者。光緒三〇年の進士、翰林院編修を経て一九一一年に國會議員。袁世凱を批判した。鄭國賢主編『莆田人物』福州、福建人民出版社、二〇〇〇年、八四—八五頁。
- (153) 江春霖「復張治如書」『梅陽山人集』(國家清史編纂委員會『清代詩文集彙編』第七八〇冊、上海古籍出版社、二〇一〇年、所收)二四六頁。得小兒祖蕓書、述尊論。美教會反對招撫黃濂、電達外部。懲治文武官及當地士紳、中間詎及春霖、謂敵僕阿超、與濂有親戚、而超又在寒家服役。吾邑匪事、全是春霖暗中主持。以致小兒祖苞在仙知事任內置教案於不理。教民生命財產、在吾郡甚爲危險云々(中略)但美教所誇全屬子虛。
- (154) 江春霖「謝莆田美會奮興報主筆宋學銘書」(前掲『梅陽山人集』所收)二二五頁。
- (155) 「劾慶親王父子疏」、「劾軍機大臣袁世凱權勢太重疏」、「論慶親王奉旨世襲罔替罪惡過優疏」、「請罷黜袁世凱黨羽疏」、「劾慶親王老奸竊位多引匪人疏」ともに前掲『梅陽江侍御奏議』所收。なお江春霖の品格は先行研究でも高く評價されている。例えば、王麗梅「晚清御史江春霖之思想品格探究」(『淮北師範大學學報』三五卷五期、二〇一四年)。
- (156) 「復孫仁山都督江伯訓省長」(前掲『梅陽山人集』所收)三四四頁。賠款輕減則民畏懷德、去逆效順(中略)特恐責償太重、百姓擔任不起。將不免挺而走險。
- (157) 前掲『莆田市志』二八三八頁。
- (158) "American Mission in Fukien", *North China Herald*, Jan 17, 1914.
- (159) 「福建孫都督致國務院電」(『政府公報』第四六七號、公電、一九一三年八月二三日)。
- (160) 「閩省裁遣湘軍情形」(『申報』一九一三年一月二日)。「閩省劉孫兩都督交替紀聞」(『申報』一九一三年二月二三日)。
- (161) 徐天貽「福建民國史稿」福州、福建人民出版社、二〇〇九年、第一章。
- (162) 陳泗孫「福建民軍史略」出版者不明、一九九九年、二—六頁(臺北、國史館附屬圖書館所藏)。
- (163) 徐吾行「福建民軍的發展初探」(手稿本)、一九六二年、一六頁(福建師範大學圖書館所藏)。
- (164) 「福建都督民政廳致內務部電」(『政府公報』第五三三號、公電、一九一三年一月一八日)。
- (165) 「大總統令」(『政府公報』第五三八號、命令、一九一三年一月二八日)。
- (166) 「禁煙中之閩省種煙」(『晨報』(北京)一九二〇年四月二十五日)。據外人方面消息。現福建莆田・惠安・思明・金門・同安等縣、遍地煙苗等由軍人官吏保護。煙捐每畝上等八元、中等五元、下等三元。
- (167) *Official Reports for 1913-14 of the Hingwa Conference of the WPMIS*, p. 3.
- (168) 前掲、張福基「興化衛理公會史」一八五頁。

(169) 「興化ノ領事館管轄區域變更稟請之件」一九一五年四月

〔廈門領事館報告書〕日本國外務省外交史料館藏、
6-1-6-30)。

yitong tu 華夷一統圖 or *Dayuan hunyi tu* 大元混一圖 in the six editions of the *Shilinguangji* 事林廣記. The maps use place-names that do not reflect correct Yuan usage ; they are, as it were, ideal maps that symbolized “unification” or the “joining” of south and north. These ideal maps are good representations of the consciousness of “China” held by the Jiangnan literati during the Yuan dynasty.

**SECRET SOCIETIES, CHRISTIANITY, OPIUM AND THE SOCIAL
STRUCTURE OF THE XINGHUA 興化 REGION IN FUJIAN PROVINCE
DURING THE EARLY REPUBLICAN PERIOD : A CASE STUDY OF
THE HUANG LIAN 黃濂 REVOLT**

YAMAMOTO Shin

After the culmination of the 1911 Revolution in the early Republican Period, a rebellion led by Huang Lian broke out in the Xinghua 興化 region of Fujian Province. At first, this rebellion opposed the heavy taxation and regulation of poppy cultivation which, at the time, functioned as an indispensable source of income for the local peasant population. The rebellion then moved on to target and attack churches and Christians affiliated with the American Methodist Mission. The revolt has garnered the high praise of Marxist Chinese scholars, who have tended to see it as a mass anti-imperialist and anti-foreign religion movement.

However, the Methodist mission was making efforts to regulate poppy production in cooperation with the government at the time. If such was the case, why did the revolt target Methodist churches? This paper will investigate the anti-church movement led by Huang Lian in connection with the Xinghua region's historical background and socio-economic situation to understand the underlying reasons for this.

This paper will also clarify the social background of the Black and White Banners, a secret society who gave Huang Lian their full support in his revolt efforts. From 1912 to 1913, Huang Lian's corps continued to engage in military action across the Xinghua region, clashing multiple times with the regular Chinese army. The so-called Black and White Banners, a secret society which had been in operation across the Xinghua region since the late Qing period, backed these military campaigns. This article will thus clarify the organization's social background in relation to historical scenes of strife in the Xinghua region where multiple feuds occurred between different lineage and villages.

In order to achieve the objectives mentioned above, this paper makes use of American, Chinese and Japanese diplomatic documents, American Methodist Mission papers, regional literature, and data collected through oral history methods by this author in Fujian province.

THE JIDONG GOVERNMENT AND ITS IDEOLOGY : A CASE STUDY ON YIN RUGENG AND CHI ZONGMO

SEKI Tomohide

The East Hebei Autonomous Government (or Jidong government) is generally known for being a Japanese puppet regime that was active before the outbreak of the Second Sino-Japanese War. This paper will reconsider the position of the Jidong government within modern Chinese history by focusing on the discourse of Yin Rugeng 殷汝耕 (its chairman) and Chi Zongmo 池宗墨 (its secretary). Particular attention will be paid to the following three points.

The first point is that Yin Rugeng symbolized a type of Chinese person who was active in promoting interactions between China and Japan from the 1910s to the 1940s. From the 1910s, Yin engaged in negotiating with Japan and consistently called for a partnership between the two nations. In Japan, Yin was regarded as a famous Chinese activist, but in China, he was seen to be nothing more than a mere “Japan Hand.” For Yin, the outbreak of conflict between Japan and China meant losing a platform for himself.

The second point is that Chi Zongmo’s perspective strongly affected Jidong government policy. In this regard, his political ideals often drew upon Confucian values and his experience working as a manager for the Tongcheng Spinning & Weaving Company. After Yin Rugeng’s fall from grace, Chi Zongmo proceeded aggressively with governmental reform and visited many prefectures in the Jidong area. This demonstrates how for Chi Zongmo, the Jidong government functioned as an experimental platform upon which he could develop his ideas and activities.

The third point is that the policy practiced by the Jidong government set a number of precedents for other Chinese puppet governments who operated out of occupied areas during the Second Sino-Japanese War. For example, some Chinese puppet governments made anti-Kuomintang/anti-Nationalist claims and engaged in the practice of flying a five-colored flag to demonstrate their disassociation with the Nationalist government and to distance themselves from the Republic of China’s